

所得税法
計算テキスト 1
(年内完結・完全合格)

は じ め に

1946年（昭和21年）11月3日に公布され、翌年5月3日（憲法記念日）に施行された日本国憲法には、国民の義務として【納税の義務】が、そして財政に関して【租税法律主義】が規定されています。文章を眺めてみると法律によって定められた租税を納める義務が規定され、この租税収入によって国や都道府県、市区町村という地方団体が運営されることになりますので、租税は我々の生活の根幹をなす一つの重要な要素になっているといえます。

この租税に関する様々な税務（税金を賦課したり徴収したりする行政事務）に関して、徴収サイド及び納税サイド両面からの要請により生まれたのが税理士制度であり、これを定めた税理士法の第一条には【税理士の使命】として、以下の規定がなされています。

みなさんが目指す『税理士』とは、非常に高いレベルの知識と良識（倫理観）が必要とされ、その責任も非常に重いものとなります。しかし裏を返せば、やり甲斐のある職業といえます。日本の経済状況に関しては様々な見方や考え方がありますが、税理士が多く関与する中小企業は全企業の99%を超えており、これらの健全な成長が日本経済の発展に不可欠であることは疑う余地がないと私達は考えています。

私達 資格の大原 税理士講座教職員一同は、みなさんが目指している税理士という職業の重要性を忘れることなく、税理士試験合格を目指すみなさんを全力でサポートして参りますので、みなさんも『必ず合格する！』という初心を忘れることなく、税理士試験合格を目指して今日からの一日一日を大切に過ごしてください。

日本国憲法（抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

第三十条 【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第七章 財政

第八十四条 【租税法律主義】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

税理士法（抜粋）

第一章 総則

第一条 【税理士の使命】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

資格の大原

税理士講座教職員一同

目次

ガイダンス	1
所得税法の概要	2
防衛特別所得税及び復興特別所得税	10
税引前の金額への戻し方（割戻し）	16
青色申告制度	44
利子所得	
利子所得	58
国外公社債等の利子等の源泉徴収	82
国外公社債等の利子等（源泉徴収の対象とならないもの）	90
配当所得	
配当所得	94
負債の利子	124
国外配当等の源泉徴収	128
不動産所得	
不動産所得	140
給与所得	
給与所得	156
特定支出の控除の特例	164
給与所得者の経済的利益	168
退職所得	
退職所得	178
勤続年数の計算	186
退職所得控除額の特例	198
特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算	204
山林所得	
山林所得	210
概算経費控除	222
一時所得	
一時所得	228
取得した保険金・損害賠償金等	232
長期損害保険契約の課税関係	242
源泉分離課税される一時所得	246
雑所得	
雑所得	252

公的年金等	258
退職手当等とみなす一時金及び公的年金等	262
生命保険契約等に基づく年金	268
雑所得の基因となる貸付金の貸倒れ	274
各種所得の計算の基礎となる収入金額等が回収不能となった場合	276
源泉徴収の対象となる雑所得	284
源泉分離課税される雑所得（定期積金の給付補填金）	288
家内労働者等の所得計算の特例	290

所得控除

所得控除の概要	294
雑損控除	296
医療費控除	318
社会保険料控除	326
小規模企業共済等掛金控除	328
生命保険料控除	330
地震保険料控除	338
寄附金控除	340
障害者控除	342
寡婦控除・ひとり親控除	344
勤労学生控除	346
配偶者控除	348
配偶者特別控除	352
扶養控除	356
特定親族特別控除	360
基礎控除	362
扶養親族等の判定時期	364

税額控除

配当控除	368
------------	-----



ガイドダンス

教材の使用方法

1. 全4冊で1冊の計算サブノートに

経験者コースのテキストは、「計算テキスト1～3（年内完結・完全合格）」、「計算テキスト4（完全合格）」の全4冊で構成されています。この4冊に本試験において必要な知識が網羅されています。

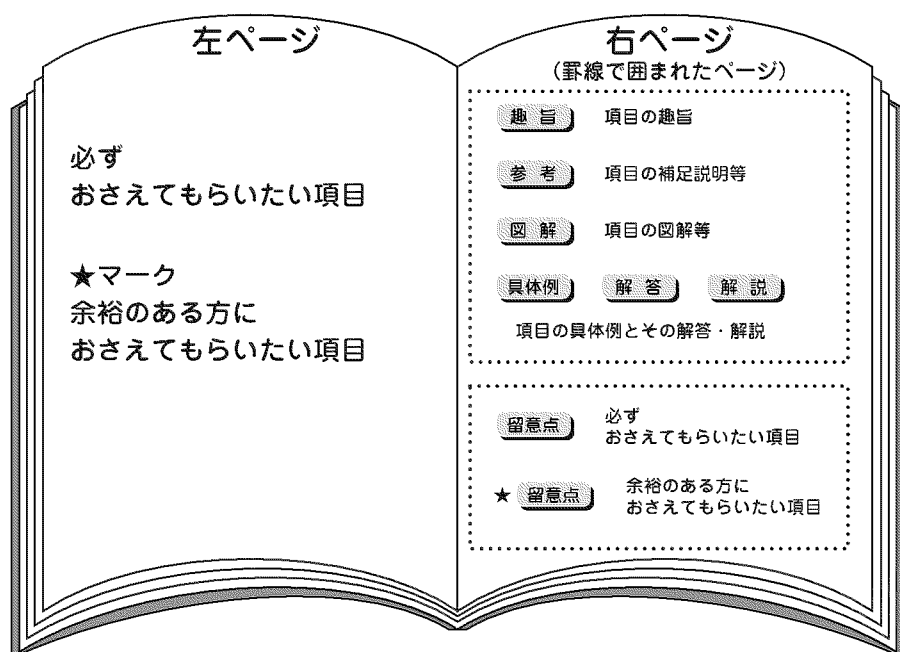
2. テキストの★印

なお、テキストの★印は、本試験の出題の可能性を考慮して、**学習の優先度合（順位）**が**下がる項目の目安**として付しています。学習の効率化を図るため、まずは★印のない項目を優先して復習するなど活用して下さい。

3. 左・右ページを使い分けています

左ページは条文に忠実に従い、本試験に出題される項目を簡潔に掲載し、ポイントとなる語句、文章は太字で表示し、理解しやすいようにまとめてあります。

なお、右ページは左ページで取りあげた項目に、更に理解が深まるように図解・留意点等を掲載してあります。



(注) ★項目及び★ 留意点 に対応する 趣旨 参考 図解 具体例 解答 解説 のアイコンについても★マークが付きます。

年内完結コース

1. ガイダンス

年内完結コースは、科目経験者の方が次回の本試験に確実にリベンジすることができることを目的としたコースです。確実にリベンジすることができるために、何を年内に学習しておくべきかを考え、「講義（インプット）」と「演習（アウトプット）」を取り入れ、12月の合格発表まで、合格のために必要な基礎力と演習力を身に付けるコースとなっています。

「講義（インプット）」は、テキストを使用し、基礎項目の解説を行うことで、基礎力の定着及び総復習を図ることができます。また、講義は計算のみならず、理論の講義も行います。

「演習（アウトプット）」は、講義内で確認テスト（理論＋計算）を解答し、その問題演習の中で、弱点の発見・見直し、項目の理解力を確認することができ、確実に問題に対する対応力を磨くことができます。

【年内完結コース学習のコツ！！】

年内完結コースの講義では、「計算テキスト（年内完結・完全合格）」、「理論テキスト」を使用し講義を進めていきます。なお、テキストの中には年内において学習しない項目（年明に学習する項目）も含まれておりますが、皆さんに年内に押さえて頂きたい項目は、あくまでも年内において学習する項目になります。

まずは、しっかりと年内において学習する計算項目、理論項目を押さえるようにしましょう。詳しい学習範囲は学習計画表でご確認ください。

2. 使用教材

確認テスト （年内完結）	理論・計算の対応力を磨くための総合問題です。基礎的な内容ですが、この確認テストを通じて、基礎力・演習力を磨きましょう。
計 算 テ キ ス ト	年内の講義では「計算テキスト1～3（年内完結・完全合格）」を使用します。なお、年内の講義では所得税法を受験する上で必要とされる基礎項目を中心に学習します。
計 算 問 題 集	テキストで確認した項目を演習する問題集です。確認テストに向けてこの問題集で基礎力を身に付けましょう。
理 論 テ キ ス ト	基本的な理論や重要性の高い理論を毎回の講義で確認していきます。確認した理論は確認テストの出題範囲となります。



所得税法 の概要



所得税法の概要

① 所得税の意義

所得税とは個人が1 暦年間に獲得した所得に対して課される国税である。

② 所得税法の基本原則

(1) 個人単位課税の原則

親族や家族というグループごとではなく、所得を獲得した個人ごとに所得税は課税されるという原則

(2) 暦年単位課税の原則

個人が一暦年間（1 月 1 日から12月31日まで）に獲得した所得に対して所得税は課税されるという原則

(3) 応能負担の原則

各個人の担税力に応じた課税が行われるべきであるという考え方に基づく原則で、次の2つの考え方がある。

① 量的担税力に応じた課税

所得の多い人ほど、消費能力が高く、担税力も強いいため、多くの税金を負担してもらおうとする考え方

② 質的担税力に応じた課税

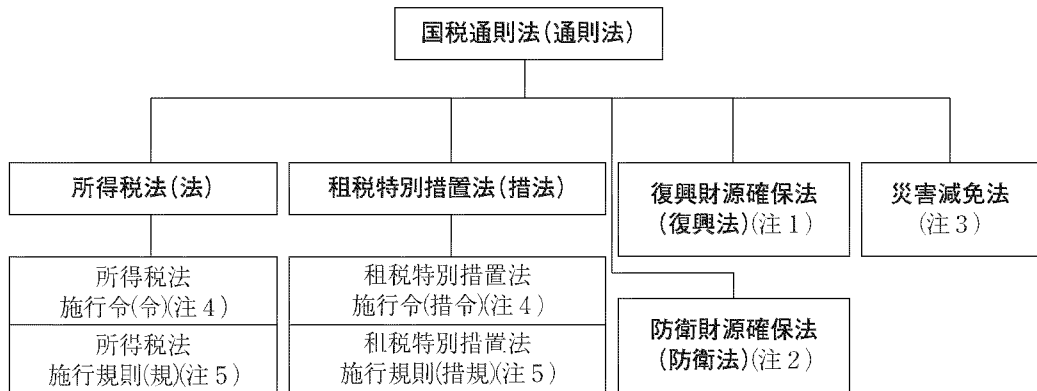
同じ量の所得であっても所得の性格や発生原因によって担税力に差があると認められるので、その所得の質に応じて税金を負担してもらおうとする考え方

(注) 担税力…税金を負担できる個人の経済的な能力

③ 所得税額の計算手順

I 各種所得の金額の計算	質的担税力に応じた課税を行うため、課税対象所得を10種類の所得に区分し、各々の所得に応じた方法により所得金額を計算する。
II 課税標準の計算	量的担税力に応じた課税を行うため、Iで計算した各種所得の金額を一定の基準によって集計する。
III 所得控除額の計算	所得金額の計算上考慮されない各人の個人的事情を考慮するため、所得控除額を計算する。
IV 課税所得金額の計算	課税標準から所得控除額等を控除することにより、税率を乗ずる基となる金額を計算する。
V 納付税額の計算	課税所得金額に税率を乗じて計算し、税額控除や前払税金の精算を行う。

参 考 所得税法と関係法令との関係



(注1) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

(注2) 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法

(注3) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

(注4) 施 行 令…具体的な計算事項等を規定

(注5) 施行規則…細かい手続を規定

※ 通達…法令を具体的事案に適用するにあたっての解釈指針

法 律	内 容	特 徴
国税通則法	国税について基本的な事項及び共通事項に関して定めた法律	国税について各税法の特則がない限り適用される
所 得 税 法	所得税の計算・手続等について基本的事項を定めた法律	国税通則法に対する特別法であり、措置法・災免法に対する一般法的性格
租 税 特 別 措 置 法	社会政策的、経済政策的並びにその他の緊急な目標を達成するために各種国税を減免し又は重課しあるいはその課税標準の計算・徴収に関して特例を定める法律	所得税法に対する特別法的性格
防 衛 財 源 確 保 法	防衛力の強化及び安定的な維持に必要な財源を確保することを目的とした特別措置を規定した法律	所得税法に対する特別法的性格
復 興 財 源 確 保 法	東日本大震災の復興に必要な財源を確保することを目的とした特別措置を規定した法律	所得税法に対する特別法的性格
災害減免法	災害等による被害者が納付しなければならない国税の軽減・免除、徴収猶予、還付等を規定した法律	所得税法に対する特別法的性格

4 各種所得の金額の計算方法

種 類	計 算 方 法
利 子 所 得	総合 収入金額
	上場分離 収入金額
配 当 所 得	総合 収入金額－元本取得に要した負債の利子
	上場分離 収入金額－元本取得に要した負債の利子
不 動 産 所 得	総収入金額－必要経費
事 業 所 得	総収入金額－必要経費
給 与 所 得	収入金額－給与所得控除額
退 職 所 得	原則として $(収入金額 - 退職所得控除額) \times \frac{1}{2}$
山 林 所 得	総収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)
譲 渡 所 得	総合短期 総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額(50万円(イ)) 総合長期 総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額((イ)の残額)
	分離短期 総収入金額－(取得費＋譲渡費用) 分離長期 総収入金額－(取得費＋譲渡費用)
	一般株式分離 総収入金額－(取得費＋譲渡費用＋負債の利子)
	上場株式分離 総収入金額－(取得費＋譲渡費用＋負債の利子)
一 時 所 得	総収入金額－ $\frac{\text{その収入を得るために支出した金額}}{\text{その収入を得るために支出した金額}}$ －特別控除額(50万円)
雑 所 得	総合 $\left(\frac{\text{公的年金等}}{\text{の収入金額}} - \frac{\text{公的年金}}{\text{等控除額}} \right) + \left(\frac{\text{公的年金等以外}}{\text{の総収入金額}} - \frac{\text{公的年金等以外}}{\text{の必要経費}} \right)$
	先物分離 総収入金額－必要経費 (差金等決済額)

⑤ 譲渡所得の金額の表示方法

摘 要	金 額	計 算 過 程	
譲 渡 所 得		総合	
総 合 短 期	×××	(1) 譲渡損益	
総 合 長 期	×××	総短	5
分 離 短 期	×××	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝×××	
分 離 長 期	×××	総長	
一般株式分離	×××	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝×××	
上場株式分離	×××	(2) 通 算	
		$\Delta \times \times \times + \times \times \times = \times \times \times$ (総長又は総短)	
		(3) 生活に通常必要でない資産の損失の控除	10
		(4) 特別控除	
		土地等・建物等	
		(1) 譲渡損益	
		分短	
		総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝×××	15
		分長	
		総収入金額－(取得費＋譲渡費用)＝×××	
		(2) 通 算	
		$\Delta \times \times \times + \times \times \times = \times \times \times$ (分長又は分短)	
		一般株式等	20
		譲渡損益	
		資産名	
		総収入金額－(取得費＋譲渡費用＋負債の利子)＝×××	
		上場株式等	25
		譲渡損益	
		資産名	
		総収入金額－(取得費＋譲渡費用＋負債の利子)＝×××	

30

35

⑥ 納付税額までの表示方法

	摘 要	金 額	計 算 過 程
	I 各種所得の金額の計算		
5	II 課税標準の計算 総 所 得 金 額 上場株式等に係る配当所得等の金額 短期譲渡所得の金額 長期譲渡所得の金額 一般株式等に係る譲渡所得等の金額 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 先物取引に係る雑所得等の金額 山 林 所 得 金 額 退 職 所 得 金 額	A	利+配+不+事+給+総短+雑 + (総長+一時) $\times \frac{1}{2} = A$
10	合 計	×××	……→以下で使用するため
	III 所得控除額の計算 雑 損 控 除 └ 基 礎 控 除		
15	合 計	B	
20	IV 課税所得金額の計算 課 税 総 所 得 金 額 上場株式等に係る課税配当所得等の金額 課税短期譲渡所得金額 課税長期譲渡所得金額 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 先物取引に係る課税雑所得等の金額 課 税 山 林 所 得 金 額 課 税 退 職 所 得 金 額 ※ 合計不要		A - B = ××× (千円未満切捨) (♫) (♫) (♫) (♫) (♫) (♫) (♫) (♫) (♫) ※ 合計不要
25	V 納付税額の計算 算 出 税 額	①	(1) 課総に対する税額 ⋮ (10) (1)～(9)の計=①
	配 当 控 除	②	
	措置法の税額控除	③	
	防衛特別所得税額及び 復興特別所得税額	④	(①-②-③) $\times 2.1\% = ④$
	外 国 税 額 控 除	⑤	
30	所得税等の源泉徴収税額	⑥	
	所 得 税 等 の 申 告 納 税 額	⑦	①-②-③+④-⑤-⑥=⑦ (百円未満切捨)→△の場合は端数処理なし
	所得税等の予定納税額	⑧	
35	納付すべき税額 (還付される税額)	⑨	⑦-⑧=⑨

7 課税標準の種類、計算方法及び趣旨

	課税標準の種類	計 算 方 法	趣 旨	
所得 税 法	1. 総所得金額（法22②）	利子+配当+不動産+事業 +給与+総短+雑+(総長 +一時) $\times \frac{1}{2}$	量的担税力に応じた課税を 図るため	5
	2. 退職所得金額（法22③）	退職所得の金額	老後の生活保障を考慮して 税負担の緩和を図るため	
	3. 山林所得金額（法22③）	山林所得の金額	永年の育成の成果を考慮し て税負担の緩和を図るため	10
租 税 特 別 措 置 法	4. 上場株式等に係る配当 所得等の金額 (措法8の4)	利子所得の金額（上場分離） 配当所得の金額（上場分離）	市場活性化・貯蓄から投資 への推進、金融所得課税の 一体化を図るため	
	5. 短期譲渡所得の金額 (措法32)	譲渡所得の金額（分短）	他の譲渡所得より重課する ため	15
	6. 長期譲渡所得の金額 (措法31)	譲渡所得の金額（分長）	他の譲渡所得より軽課する ため	
	7. 一般株式等に係る譲渡 所得等の金額 (措法37の10)	一般株式等の譲渡に係る事 業、譲渡又は雑	金融所得課税の一体化へ向け て、公社債等の譲渡による所 得の課税の公平を図るため	20
	8. 上場株式等に係る譲渡 所得等の金額 (措法37の11)	上場株式等の譲渡に係る事 業、譲渡又は雑	損益通算等の対象とならな い一般株式等に係る譲渡所 得等の金額と分離するため	
	9. 先物取引に係る雑所得 等の金額（措法41の14）	先物取引に係る事業、譲渡 又は雑	先物取引の課税の公平を確 保するため	25

30

35

⑧ 算出税額の計算

(1) 課税総所得金額の税額（法89①）

$$\text{課税総所得金額} \times \text{超過累進税率}$$

<税額速算表>

5	課 税 所 得 金 額	税率	控 除 額
	1,950,000円以下	5 %	——
	1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
	3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
	6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
10	9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
	18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	2,796,000円
	40,000,000円超	45%	4,796,000円

(2) 課税山林所得金額の税額（法89①）

$$\text{課税山林所得金額} \times \frac{1}{5} \times \text{超過累進税率} \times 5$$

(注) 5分の1を乗じた際、千円未満の端数がある場合でも端数処理はない。

(3) 課税退職所得金額の税額（法89①）

$$\text{課税退職所得金額} \times \text{超過累進税率}$$

(4) 上場株式等に係る課税配当所得等の金額の税額（措法8の4①）

$$\text{上場株式等に係る課税配当所得等の金額} \times 15\%$$

(5) 課税短期譲渡所得金額の税額（措法32①）

$$\text{課税短期譲渡所得金額} \times 30\%$$

(6) 課税長期譲渡所得金額の税額（措法31①）

$$\text{課税長期譲渡所得金額} \times 15\%$$

(7) 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の税額（措法37の10①）

$$\text{一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額} \times 15\%$$

(8) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の税額（措法37の11①）

$$\text{上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額} \times 15\%$$

(9) 先物取引に係る課税雑所得等の金額の税額（措法41の14①）

$$\text{先物取引に係る課税雑所得等の金額} \times 15\%$$



防衛特別所得税及び 復興特別所得税

防衛特別所得税及び復興特別所得税

1 防衛特別所得税及び復興特別所得税（防衛法5の6、5の8、5の9、復興法10、12、13）

(1) 概 要

防衛力の強化・維持に必要な財源を確保すること及び東日本大震災の復興に必要な財源を確保することを目的として、当面の間、各年分の所得税に係る基準所得税額に対して、1%の防衛特別所得税及び1.1%の復興特別所得税が課税されることとなっている。

(2) 基準所得税額

$$\text{算出税額} - \text{税額控除額}^{(注)} = \text{基準所得税額}$$

(注) 外国税額控除額以外の税額控除額の合計額

(3) 防衛特別所得税額

$$\text{基準所得税額} \times 1\% = \text{防衛特別所得税額}$$

(4) 復興特別所得税額

$$\text{基準所得税額} \times 1.1\% = \text{復興特別所得税額}$$

(5) 表示方法

摘 要	金 額	計 算 過 程
V 納付税額の計算 算 出 税 額	①	(1) 課税総所得金額に対する税額 ⋮ (10) (1)～(9)の計＝①
配 当 控 除	②	
措置法の税額控除	③	
防衛特別所得税額	④	$(① - ② - ③) \times 1\% = ④$
復興特別所得税額	⑤	$(① - ② - ③) \times 1.1\% = ⑤$
外 国 税 額 控 除	⑥	
所得税、防衛特別所得税及び 復興特別所得税の源泉徴収税額 (源泉徴収税額及び 源泉徴収特別税額)	⑦	
所得税、防衛特別所得税及び 復興特別所得税の申告納税額	⑧	$① - ② - ③ + ④ + ⑤ - ⑥ - ⑦ = ⑧$ (百円未満切捨)→△の場合は端数処理なし
所得税、防衛特別所得税及び 復興特別所得税の予定納税額	⑨	
納付すべき税額 (還付される税額)	⑩	$⑧ - ⑨ = ⑩$

【 解 】 防衛特別所得税額及び復興特別所得税額

算出税額		基準所得税額	× 1 %	防 衛 特 別 所 得 税 額
			× 1.1 %	復 興 特 別 所 得 税 額
			税額控除額 (外国税額控除額を除く)	

5

【 留意点 】 防衛特別所得税・復興特別所得税の端数計算等（防衛法5の22②、復興法24②）

防衛特別所得税・復興特別所得税の確定金額の端数計算及び防衛特別所得税・復興特別所得税の基準所得税額である所得税の確定金額の端数計算については、これらの確定金額の合計額によって行い、百円未満の端数があるときは、申告納税額の計算の際にこれを切り捨てるものとする。

10

【 参 考 】 予定納税額（防衛法5の13、復興法16）

予定納税額を納付すべき居住者は、所得税の予定納税と併せて所得税の予定納税額に2.1%を乗じた防衛特別所得税及び復興特別所得税を納付することになる。

15

【 具体例 】

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の申告納税額を計算しなさい。

〔資料〕

- | | |
|---|----------|
| (1) 算出税額 | 550,000円 |
| (2) 配当控除額 | 50,000円 |
| (3) 所得税、防衛特別所得税及び復興特別
所得税の源泉徴収税額
(源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額) | 153,150円 |

20

25

【 解 答 】

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
V 納付税額の計算		
算 出 税 額	550,000	
配 当 控 除	50,000	
防衛特別所得税額	5,000	$(550,000 - 50,000) \times 1\% = 5,000$
復興特別所得税額	5,500	$(550,000 - 50,000) \times 1.1\% = 5,500$
所得税、防衛特別所得税及び 復興特別所得税の源泉徴収税額	153,150	
所得税、防衛特別所得税及び 復興特別所得税の申告納税額	357,300	$550,000 - 50,000 + 5,000 + 5,500 - 153,150$ $= 357,300$ (百円未満切捨)

30

35

② 防衛特別所得税及び復興特別所得税に係る源泉徴収(防衛法5の14①三、5の26①②、復興法17①三、28①②)

(1) 概 要

所得税法及び租税特別措置法の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収の際、防衛特別所得税及び復興特別所得税を併せて徴収し、所得税の納期限までに、防衛特別所得税及び復興特別所得税を所得税に併せて国に納付しなければならない。

なお、源泉徴収すべき防衛特別所得税額及び復興特別所得税額（以下「源泉徴収特別税額」という。）は、源泉徴収すべき所得税額（以下「源泉徴収税額」という。）に2.1%を乗じて計算した金額となる。

$$\text{源泉徴収税額} \times 2.1\% = \text{源泉徴収特別税額}$$

(2) 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額（源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額）(防衛法5の29①②、復興法31①②)

$$\text{収入金額} \times \text{合計税率（注）} = \times \times \times \text{（1円未満切捨）}$$

又は

$$\text{収入金額} \times \text{所得税率} \times 102.1\% = \times \times \times \text{（1円未満切捨）}$$

(注) 合計税率

所得税率	合計税率（所得税率×102.1%）
10%	10.21%
15%	15.315%
20%	20.42%

留意点 防衛特別所得税と復興特別所得税をまとめて計算する場合

防衛特別所得税と復興特別所得税を1つの欄でまとめて計算する場合、次のように税率をまとめて2.1%で計算すればよい。

摘 要	金 額	計 算 過 程
算 出 税 額	①	
配 当 控 除	②	
措置法の税額控除	③	
防衛特別所得税額及び復興特別所得税額	④	$(① - ② - ③) \times 2.1\% = ④$
所 得 税 等 の源泉徴収税額	⑤	
所 得 税 等 の申告納税額	⑥	$① - ② - ③ + ④ - ⑤ = ⑥$ (百円未満切捨)→△の場合は端数処理なし

※ 特に指示があるものを除き、「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」をまとめて「所得税等」と表記しております。

趣 旨 防衛特別所得税及び復興特別所得税

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の復興に必要な財源を確保することを目的として復興財源確保法が制定され、平成25年から令和19年までの間、所得税に係る基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課税されることとなった。

その後、令和7年度税制改正において、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源を確保するための特別措置として防衛財源確保法が制定され、基準所得税額に対して1%の防衛特別所得税が課税されることとなった。同時に、復興特別所得税については、基準所得税額に対して1.1%と税率が変更されるとともに、課税される期間が令和29年までに延長されることとなった。

留意点 税引前への戻し方

(1) 割戻率による税引前への戻し方（計算テキスト3（一発合格））

源泉徴収の対象となる利子等、配当等その他の所得（一定の所得を除く）について、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額並びに住民税特別徴収税額控除後の金額により出題された場合の税引前への戻し方については、次の算式により計算するものとする。

- ① 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額控除後の金額の税引前への戻し方

$$\times \times \times \div (1 - \overset{\text{割戻率}}{\text{合計税率}}) = \times \times \times (\text{総額})$$

- ② 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額並びに住民税特別徴収税額控除後の金額の税引前への戻し方

$$\times \times \times \div (1 - \overset{\text{割戻率}}{\text{合計税率}} - 0.05) = \times \times \times (\text{総額})$$

(2) 徴収される税額が与えられる場合

所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額並びに住民税特別徴収税額控除後の金額により出題された場合において、これらの徴収税額が問題上与えられている場合には、以下の算式により税引前の金額を計算することとなる。

$$\text{手取額} + \frac{\text{所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額}}{\text{徴収税額}} + \frac{\text{住民税特別徴収税額}}{\text{徴収税額}} = \times \times \times (\text{総額})$$



所得控除

所得控除の概要

1 所得控除の種類と趣旨

所得控除は納税者の個人的事情を考慮して、その担税力に応じた所得税負担とするために課税標準から控除するもので、次の16種類がある。

種 類		趣 旨
10 物的 控 除	1. 雑 損 控 除 2. 医 療 費 控 除	担税力の減殺を考慮して設けられている
	3. 社 会 保 険 料 控 除 4. 小規模企業共済等掛金控除 5. 生 命 保 険 料 控 除 6. 地 震 保 険 料 控 除 7. 寄 附 金 控 除	社会政策上の要請から設けられている
	8. 障 害 者 控 除 9. 寡 婦 控 除 10. ひ と り 親 控 除 11. 勤 労 学 生 控 除	社会的に不利な条件にある者に対し、税負担の緩和を図るために設けられている
	12. 配 偶 者 控 除 13. 配 偶 者 特 別 控 除	最低生活費を保障するために設けられている 配偶者が所得の稼得に貢献していることを考慮し、サラリーマン世帯の税負担の緩和を図るために設けられている
	14. 扶 養 控 除 15. 特 定 親 族 特 別 控 除 16. 基 礎 控 除	最低生活費を保障するために設けられている 大学生世代の就業調整に対応するために設けられている 最低生活費を保障するために設けられている

2 控除順序（法87）

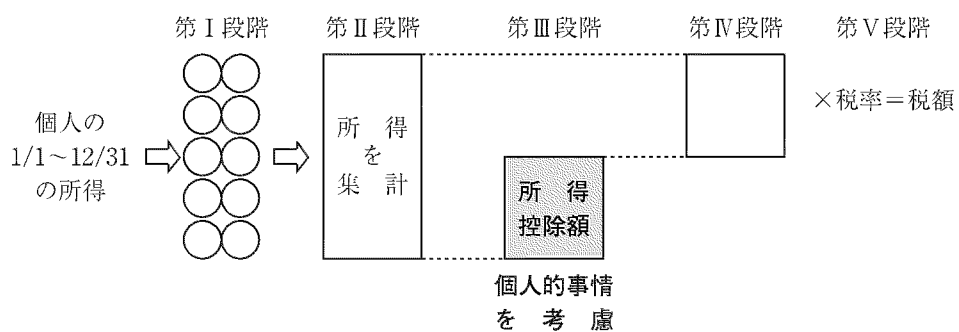
(1) 所得控除を行う順序 理論 4－1〔1〕(3)
16種類の所得控除のうち、まず雑損控除から控除する。

(2) 課税標準から控除する順序（措通31・32共－4）
次の課税標準から順次控除する。

- ① 総所得金額
- ② 短期譲渡所得の金額
- 30 { ③ 長期譲渡所得の金額
- ④ 上場株式等に係る配当所得等の金額
- (注) { ⑤ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額
- ⑥ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額
- ⑦ 先物取引に係る雑所得等の金額
- ⑧ 山林所得金額
- 35 ⑨ 退職所得金額

(注) ③～⑦については、適用税率の高いものから順次控除する。

図 解 所得税額の計算方法





雑損控除／法72

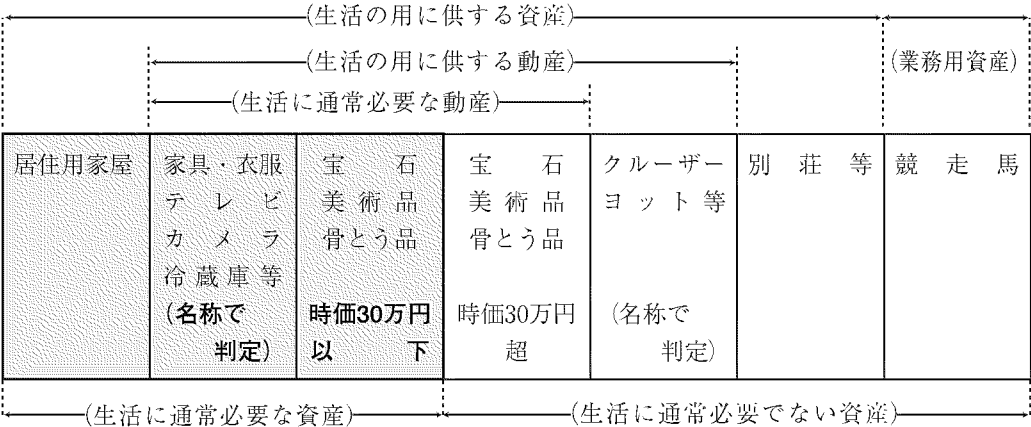
理論 4-1〔1〕(1)(2)(2-22〔6〕)

1 適用要件（法72、令205①）

5	資産の所有者	(1) 居住者（本人） (2) 生計を一にする親族（課税標準の合計額≦62万円）
10	対 象 資 産	(1) 生活に通常必要でない資産 (2) 棚卸資産 (3) 事業用固定資産・繰延資産 (4) 山 林 } 以外の資産 (具体例) 居住用家屋、家財、衣服、現金、 時価30万円以下の宝石、こっとう品等
15	損失発生原因	災害・盗難・横領（注）

（注）詐欺は対象とならない。

図 解 生活に通常必要な資産



対象資産

趣 旨 雑損控除

住宅、家財等について災害・盗難・横領により異常な損失を被った場合には、その原状回復のために相当の出費を要するため、担税力が減殺されることを考慮する必要がある。そこで、その損失額を課税標準から控除することを認めている。

なお、生計を一にする親族が有する資産について災害等により損失が生じた場合には、所得を有する者が原状回復のための支出をすることが通常であるため、親族の有する資産について災害等により損失が生じた場合においても雑損控除の対象とされる。

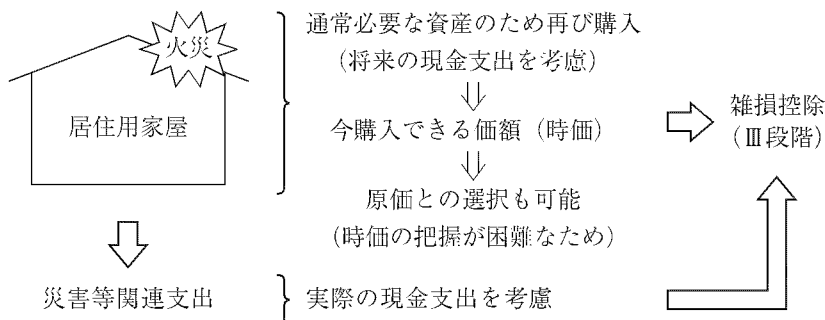
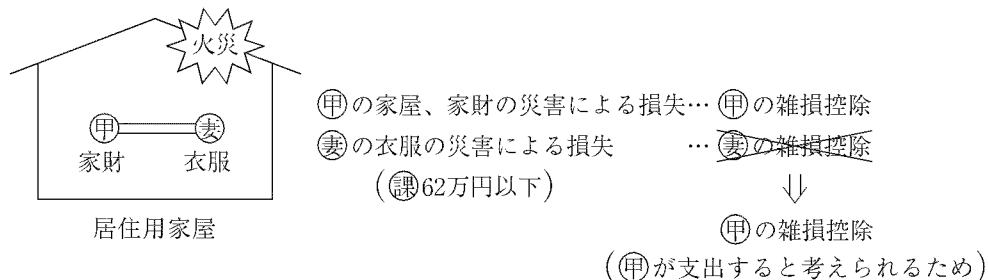
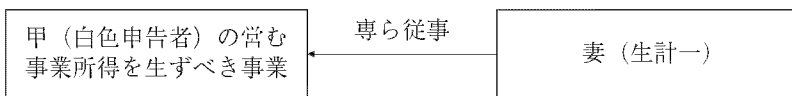


図 解 資産の所有者



留意点 専従者との関係



甲の取扱い ➡ 事業専従者控除額860,000円の必要経費算入

妻の取扱い ➡ 給与所得の金額860,000円－740,000円＝120,000円≤620,000円

∴ 専従者であっても課税標準の合計額が620,000円以下の場合には、その専従者の有する資産についても雑損控除の対象となる。

具体例

次に掲げる資産のうち、災害により滅失した場合に甲の雑損控除の対象となるものを選びなさい。

なお、妻と長男は甲と生計を一にしている。

- (1) 甲の有する居住用家屋
- (2) 甲の有するこっとう品（時価500,000円）
- (3) 甲の有する現金
- (4) 甲の妻の有する宝石（時価150,000円）
甲の妻の本年分の課税標準の合計額は650,000円である。
- (5) 甲の長男の有する衣服
甲の長男の本年分の課税標準の合計額は180,000円である。

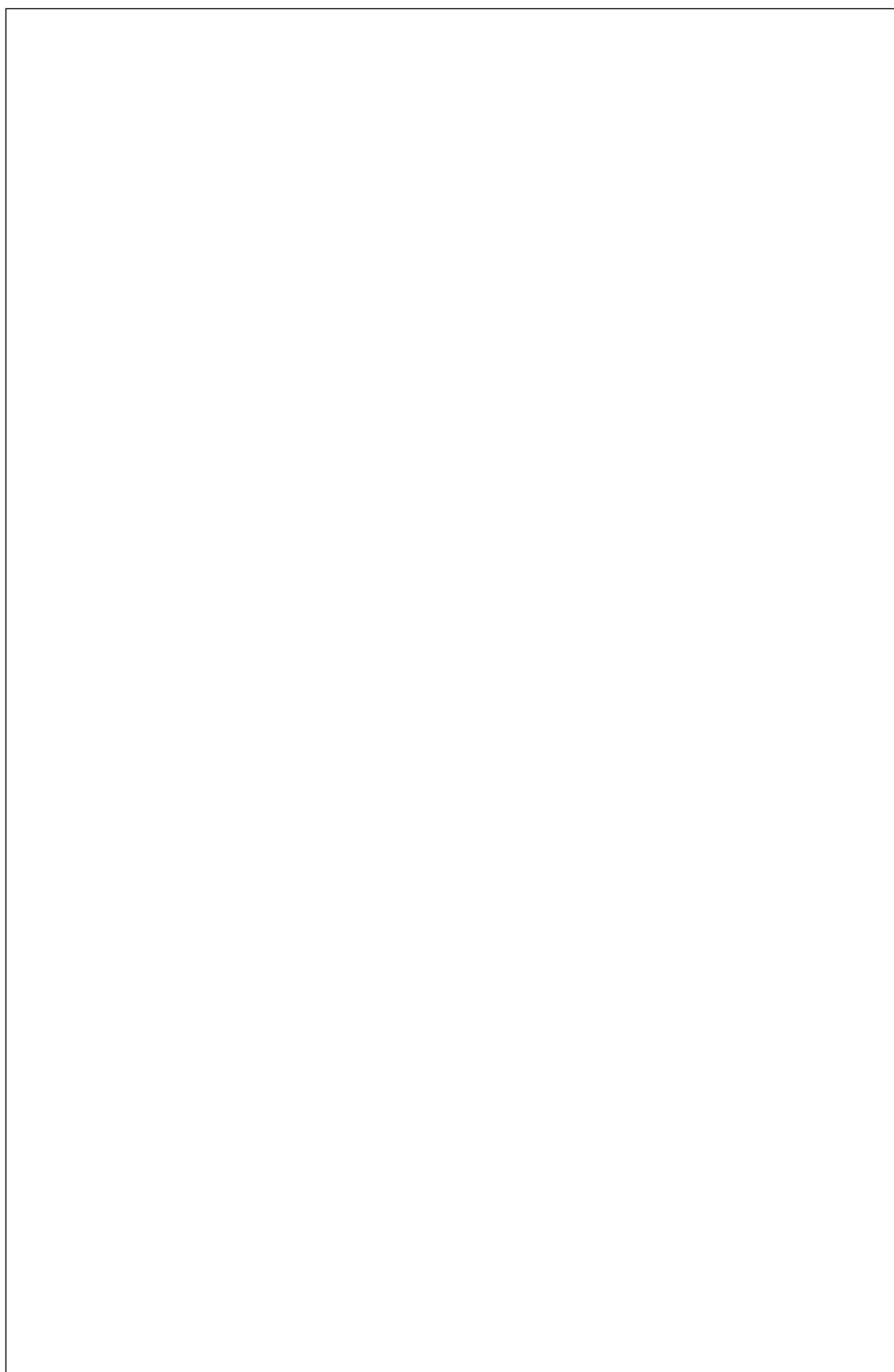
解 答

- (1)、(3)、(5)

解 説

(2)のこっとう品の損失の金額は時価30万円超であるため、生活に通常必要でない資産に該当し、甲の雑損控除の対象とはならない。

(4)の宝石の損失の金額は甲の妻の課税標準の合計額が62万円超であるため、甲の妻の雑損控除の対象となる。



5

10

15

20

25

30

35

2 表示方法

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 雑 損 控 除	×××	(1) 損失額 (2) 足切額 (3) (1)－(2)＝×××

3 損失額（令206③）

10 (1) 損失額

損失発生
直前の時価

又は

損失発生
直前の取得費相当額
(直前簿価)

損失発生
直後の時価

{

－

}

保険金
等の額

＋

災害等
関連支出

15 (2) 保険金等の取扱い

損失の金額に係る保険金等は個別対応で控除する。

(3) 災害等関連支出の範囲（令206①②）

- 20
- ★
- ① 災害により滅失等した住宅家財等の取壊し又は除去のための支出

② 災害により資産が滅失したことにより支出した後片付費用等

③ 災害により滅失等した住宅家財等の原状回復のための支出（注）

（注） 資産の損失の金額に相当する部分の支出を除く。

25

30

参 考 保険金等の見込控除（通51－7、72－7）

確定申告期限までに保険金等の額が
確定していない場合

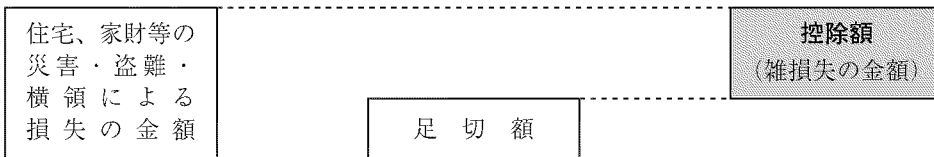


保険金等の見積額
を控除する

35

留意点 雑損失の金額

雑損失の金額とは、雑損控除に規定する損失の金額の合計額が足切額を超える場合のその超える部分の金額をいい、その超える部分の金額を雑損控除として控除する。



留意点 損失発生直前の取得費相当額（直前簿価）

$$\text{取得費相当額} = \text{取得価額} - \text{（償却費の額の累積額}^{(注1)} + \text{減価の額}^{(注2)}\text{）}$$

（注1） 償却費の額の累積額（業務供用期間）

減価償却の規定により、各年分の業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入される償却費の額の累積額

（注2） 減価の額（非業務供用期間）

$$\text{取得価額} \times 0.9 \times \overset{A}{\text{償却率}} \times \overset{B}{\text{経過年数}}$$

A 同種の減価償却資産の耐用年数 $\times 1.5 = \times \times$ 年（1年未満切捨） $\rightarrow$ 旧定額法償却率

B 非業務供用期間の年数 $\rightarrow$ 6月未満切捨、6月以上切上

留意点 減価する資産に係る損失の金額の計算（通72-2）

減価する資産について受けた損失の金額は、個々の資産ごとに、直前の時価と直前の取得費相当額のいずれかを基礎として計算することとなる。

留意点 減価しない資産に係る損失の金額

損失を受けた資産が減価しない資産である場合には、雑損控除の計算における損失の金額は、時価のみで計算することとなる。

(1) 減価しない資産

「土地」「こつとう品」「宝石」などの価値の減少しない資産をいう。

(2) 減価する資産

「建物」「家財」「車両」などの価値の減少する資産をいう。

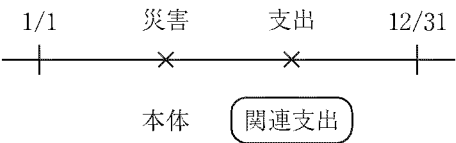
留意点 第三者に対する損害賠償金等（通70-8、72-7）

災害により住宅等が倒壊し、その倒壊により第三者に損害を与えたことにより支出した損害賠償金等についても災害等関連支出に含まれる。

★ **留意点** 災害等関連支出の控除年分（通72－5）

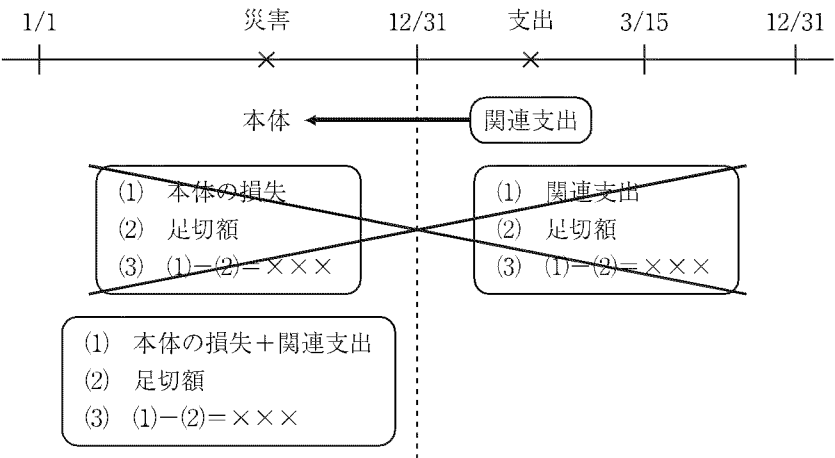
区 分	控 除 す る 年 分
原 則	支 出 し た 年 分 の 雑 損 控 除
損失発生年の翌年以後各年の 3月15日までに支出した場合	支出した年の前年分の雑損控除

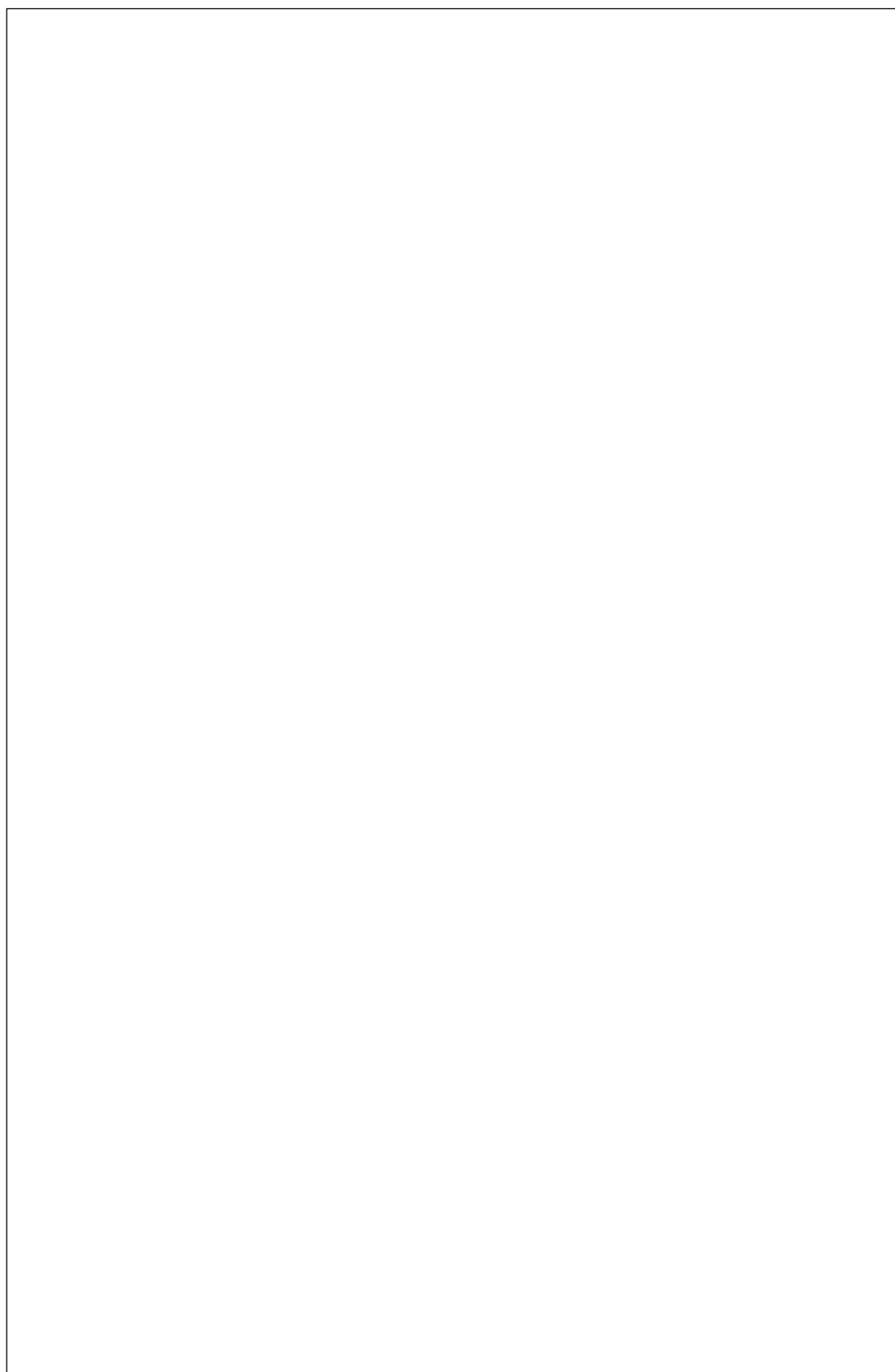
(1) 損失発生年に支出した場合



- (1) 本体の損失+関連支出
- (2) 足切額
- (3) (1)-(2)=×××

(2) 損失発生年の翌年以後各年の3月15日までに支出した場合





5

10

15

20

25

30

35

4 足切額

区 分	足 切 額
5 災害関連支出が 5万円以下の場合 (ない場合を含む。)	その年分の課税標準の合計額× $\frac{1}{10}$
10 災害関連支出が 5万円を超える場合	(1) 損失の金額－(災害関連支出－5万円) (2) その年分の課税標準の合計額× $\frac{1}{10}$ (3) (1)≧(2) ∴ 少ない金額
10 その年の損失の金額が すべて災害関連支出 である場合	(1) 5万円 (2) その年分の課税標準の合計額× $\frac{1}{10}$ (3) (1)≧(2) ∴ 少ない金額

15

20

25

30

35

参 考 雑損控除の足切額

雑損控除は甚大な担税力の減殺を考慮するために設けられている。

したがって、その損失額が甚大か否かを判断するために足切額を設け、この足切額（原則として課税標準の合計額の $\frac{1}{10}$ ）を超えた場合に限り雑損控除の適用を認めている。

なお、損失額が課税標準の合計額の $\frac{1}{10}$ 以下の場合であっても5万円を超える災害関連支出をしたときは、担税力の減殺を考慮し、災害関連支出の金額のうち5万円を超える金額を基に雑損控除の適用を認めている。

災害関連支出が5万円を超える場合

$$\left. \begin{array}{l} \text{損失額(災害関連支出を含む)} - \text{課税標準の合計額} \times \frac{1}{10} \\ \text{災害関連支出} - 5 \text{万円} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{いずれか多い金額} \\ \text{を雑損控除額とする} \end{array}$$

参 考 雑損控除額の簡便的な求め方

- (1) 損失の金額－課税標準の合計額 $\times \frac{1}{10}$
- (2) 災害関連支出－5万円
- (3) (1) $\geq$ (2) $\therefore$ いずれか多い金額

5 表示方法（災害関連支出が5万円を超える場合）

摘 要		金 額	計 算 過 程
5	Ⅲ 所得控除額の計算	×××	(1) 損失額 (注1) (注2) $\triangle\triangle\triangle + \square\square\square - \text{保険金等の額} + \text{災害等関連支出}$ (注1) 損失発生直前の時価 $\geq$ 損失発生直前の簿価 $\therefore$ 多い金額
	雑 損 控 除		(注2) 親族 課税標準の合計額 $\leq 620,000$ $\therefore$ 適用あり 損失発生直前の時価 $\geq$ 損失発生直前の簿価 $\therefore$ 多い金額
10			(2) 足切額 ① 損失の金額 - (災害関連支出 - 5万円) ② その年分の課税標準の合計額 $\times \frac{1}{10}$ ③ ① $\geq$ ② $\therefore$ 少ない金額
15			(3) (1) - (2) = ×××

15

20

25

30

35

具体例

次のそれぞれの場合における雑損控除額を計算しなさい。

1. 本体の損失額 4,000,000円
災害関連支出の金額 30,000円
課税標準の合計額 6,000,000円
2. 本体の損失額 800,000円
災害関連支出の金額 100,000円
課税標準の合計額 9,500,000円
3. 災害関連支出の金額 400,000円
課税標準の合計額 5,000,000円

解 答

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
1. 雑 損 控 除	3,430,000	(1) 損失額 $4,000,000 + 30,000 = 4,030,000$ (2) 足切額 $6,000,000 \times \frac{1}{10} = 600,000$ (3) $(1) - (2) = 3,430,000$
2. 雑 損 控 除	50,000	(1) 損失額 $800,000 + 100,000 = 900,000$ (2) 足切額 ① $900,000 - (100,000 - 50,000) = 850,000$ ② $9,500,000 \times \frac{1}{10} = 950,000$ ③ ① < ② $\therefore 850,000$ (3) $(1) - (2) = 50,000$
3. 雑 損 控 除	350,000	(1) 損失額 400,000 (2) 足切額 ① 50,000 ② $5,000,000 \times \frac{1}{10} = 500,000$ ③ ① < ② $\therefore 50,000$ (3) $(1) - (2) = 350,000$

6 雑損控除（法72）と生活に通常必要でない資産の損失の控除（法62）との比較のまとめ

	雑 損 控 除	生活に通常必要でない資産の損失の控除
5 資 産 の 所 有 者	(1) 居住者（本人） (2) 生計を一にする親族 (課税標準の合計額≤620,000円)	居住者（本人）のみ (親族の有する資産は適用なし)
損失発生 原 因	災害・盗難・横領	
10 対 象 資 産	生活に通常必要な資産 〈例〉・居住用家屋 ・家 財 ・衣 服 ・現 金 ・時価30万円以下の宝石等	生活に通常必要でない資産 (1) 競走馬（事業用以外） (2) 別荘、茶室、ゴルフ会員権等 (3) 生活の用に供する動産で非課税 とされないもの (時価30万円超の宝石等)
15 損 失 額	〈時価ベース又は原価ベース〉 直前 又は 直前 - 直後 時価 簿価 時価 - 保険金 等の額 + 災 害 等 関 連 支 出	〈原価ベース〉 損失発生日の 取得費相当額 - 保険金 等の額 (注) 災害等関連支出は考慮しない
20 控 除 額	控除額 = 損失額 - 足切額 ↓ 災害関連支出の金額により3通り	控除額 = 損失額
25 控 除 場 所	所得控除	譲渡所得 通算後の 総短 → 総長 から順次控除 (注) それぞれの譲渡益を限度とする
30 控除しきれ ない 場 合	雑損失の繰越控除として翌年以後3年間の課税標準の計算上控除する	翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除する

具体例

次に掲げる資料により居住者甲の本年分の雑損控除額を計算しなさい。

甲及び甲の妻（甲と生計を一にしている。）は、本年5月、火災により次の資産を焼失している。

資 産	所有者	火災直前時価	取得費相当額	受 取 保 険 金
居住用家屋	甲	6,000,000円	5,000,000円	5,000,000円
家 財	甲	750,000円	700,000円	——
衣 類	甲の妻	470,000円	290,000円	——
絵 画	甲	350,000円	250,000円	——

なお、甲は本年6月に家屋の焼跡の整理費用として260,000円を支出している。

また、甲の本年分の課税標準の合計額は9,500,000円であり、甲の妻の本年分の課税標準の合計額は200,000円である。

解 答

（単位：円）

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 雑 損 控 除	1,530,000	(1) 損失額 (注1)家屋 保険金 (注2)家財 (注3)衣類 整 理 $(6,000,000 - 5,000,000) + 750,000 + 470,000 + 260,000$ $= 2,480,000$ (注1) $6,000,000 > 5,000,000 \therefore 6,000,000$ (注2) $750,000 > 700,000 \therefore 750,000$ (注3) 甲の妻 $200,000 \leq 620,000 \therefore$ 適用あり $470,000 > 290,000 \therefore 470,000$ (2) 足切額 ① $2,480,000 - (260,000 - 50,000) = 2,270,000$ ② $9,500,000 \times \frac{1}{10} = 950,000$ ③ ① $>$ ② $\therefore 950,000$ (3) ① - ② = 1,530,000

解 説

絵画は時価が300,000円を超えるため生活に通常必要でない資産に該当し、雑損控除の対象とならない。

留意点 生計を一にする親族の課税標準の合計額

所得	出題例	取扱い
5 利子所得	定期預金の利子×××円がある。	課税標準の合計額に含めない。
	特定公社債の利子×××円がある。	課税標準の合計額に含める。 ただし、申告不要を選択したものは含めない。
10 配当所得	剰余金の配当×××円がある。	課税標準の合計額に含める。 ただし、申告不要を選択したものは含めない。
	配当所得の金額×××円がある。	課税標準の合計額に含める。
15 給与所得	給与収入×××円がある。	給与所得控除額を控除した後の金額を課税標準の合計額に含める。
	給与所得の金額×××円がある。	課税標準の合計額に含める。
	支払を受けた青色事業専従者給与×××円がある。	給与所得控除額を控除した後の金額を課税標準の合計額に含める。
	生計を一にする親族が必要経費に算入した事業専従者控除額86万円がある。	
	生計を一にする親族から支払を受けた給与×××円がある。	課税標準の合計額に含めない。
25 譲渡所得	譲渡益の金額が×××円ある。 (総合課税の対象となるもの)	50万円の特別控除をした後の金額を課税標準の合計額に含める。 ただし、総長の場合には $\frac{1}{2}$ 後の金額を含める。
	譲渡所得の金額×××円がある。	課税標準の合計額に含める。 ただし、総長の場合には $\frac{1}{2}$ 後の金額を含める。
30 一時所得	広告宣伝のための賞金収入×××円がある。	50万円の特別控除額を控除した後の金額の $\frac{1}{2}$ を課税標準の合計額に含める。
	一時所得の金額×××円がある。	$\frac{1}{2}$ 後の金額を課税標準の合計額に含める。

具体例

次の資料に基づき、居住者甲（白色申告者）と生計を一にする親族の本年分の課税標準の合計額を計算しなさい。

なお、源泉徴収の対象となるものについては、すべて所得税等の源泉徴収税額控除前の金額である。

(1) 甲の長男

甲の営む事業に専ら従事したことによる給与収入3,500,000円がある。

なお、甲の本年分の事業所得の金額の計算上長男について事業専従者控除額として500,000円が適正に必要な経費に算入されている。

(2) 甲の長女

宝石の譲渡による譲渡所得の金額（総合長期）700,000円がある。

(3) 甲の次女

遺失物の拾得による報奨金1,120,000円がある。

解 答

- (1) 甲の長男 $500,000円 - 740,000円 < 0円 \therefore 0円$

給与収入は生計を一にする親族から支払を受ける対価であるため、ないものとみなされるが、事業専従者控除額に相当する金額が給与所得の収入金額とみなされる。ただし、給与所得控除額以下の金額となるため給与所得の金額は0円となる。

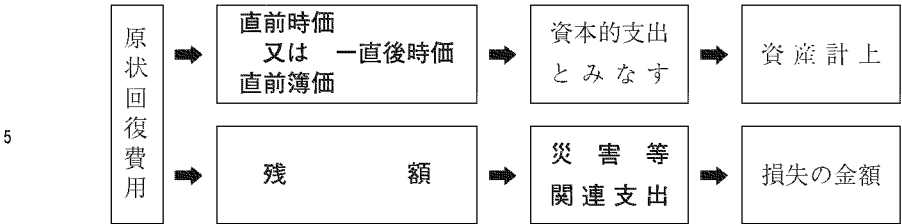
- (2) 甲の長女 $700,000円 \times \frac{1}{2} = 350,000円$

- (3) 甲の次女 $(1,120,000円 - 500,000円) \times \frac{1}{2} = 310,000円$

一時所得の総収入金額から特別控除額を控除し、第Ⅱ段階で $\frac{1}{2}$ を乗ずる。

★7 原状回復のための支出がある場合（災害等関連支出の範囲）

(1) 取扱い



(2) 表示方法

10

① 損失額

$$\left(\frac{\text{損失発生直前の時価}}{\text{又は}} \frac{\text{損失発生直前の簿価}}{\text{損失発生直後の時価}} - \frac{\text{損失発生直後の時価}}{\text{損失発生直後の簿価}} \right) + \frac{\text{災害等関連支出}}{\text{(注)}} - \text{保険金等} = \times \times \times$$

15

(注) 原状回復費用 - $\left(\frac{\text{損失発生直前の時価}}{\text{又は}} \frac{\text{損失発生直前の簿価}}{\text{損失発生直後の時価}} - \frac{\text{損失発生直後の時価}}{\text{損失発生直後の簿価}} \right) = \times \times \times$

② 足切額

③ ① - ② = $\times \times \times$

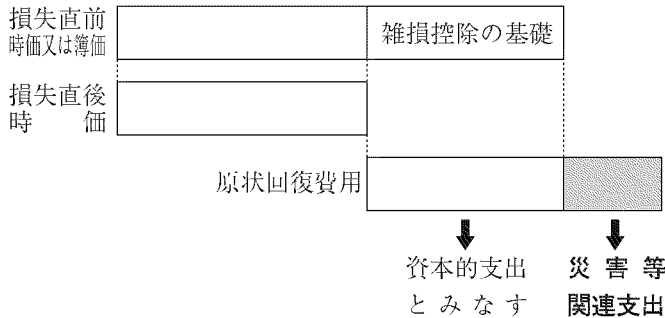
20

25

30

35

図 解 原状回復のための支出がある場合



具体例

次の資料により、居住者甲の雑損控除額を計算しなさい。

本年9月、火災により甲の有する居住用家屋の一部が焼失している。この家屋の損失発生直前の簿価は9,200,000円、損失発生直後の時価は6,000,000円である。なお、損失発生直前の時価は不明である。

甲は、居住用家屋に係る原状回復費用3,500,000円を本年10月に支出している。

また、甲の本年分の課税標準の合計額は5,000,000円である。

解 答

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
雑 損 控 除	3,000,000	(1) 損失額 $(9,200,000 - 6,000,000) + 300,000 = 3,500,000$ (注) $3,500,000 - (9,200,000 - 6,000,000) = 300,000$ (2) 足切額 ① $3,500,000 - (300,000 - 50,000) = 3,250,000$ ② $5,000,000 \times \frac{1}{10} = 500,000$ ③ ① > ② $\therefore 500,000$ (3) (1) - (2) = 3,000,000

参 考 原状回復のための支出がある場合の雑損控除の計算

雑損控除の計算をする場合における損失の金額は、納税者有利を考えた場合、雑損控除額を大きくするため、直前時価の金額と直前簿価の金額のうち、いずれか大きい金額を使って計算するのが通常である。

しかし、原状回復のための支出がある場合における雑損控除の計算において、原状回復のための支出のうちに災害等関連支出となる金額がある場合には、直前時価の金額と直前簿価の金額のうち、**いずれか小さい金額を使って**雑損控除の基礎となる損失の金額を計算した方が最終的な雑損控除額が大きくなるケースがある。

従って、雑損控除の計算をする場合には、状況に応じて直前時価の金額と直前簿価の金額のうち、**いずれか小さい金額を使って計算**することもあるため留意すること。

前提：直前時価700万円、直前簿価600万円、直後時価500万円、原状回復費用300万円

〈ケース 1〉 課税標準の合計額が500万円の場合 (単位：万円)

(1) 直前時価700で計算	(2) 直前簿価600で計算
① 損失額 $(700 - 500) + 100 = 300$ (注) $300 - (700 - 500) = 100$	① 損失額 $(600 - 500) + 200 = 300$ (注) $300 - (600 - 500) = 200$
② 足切額 イ $300 - (100 - 5) = 205$ ロ $500 \times \frac{1}{10} = 50$ ハ イ > ロ ∴ 50	② 足切額 イ $300 - (200 - 5) = 105$ ロ $500 \times \frac{1}{10} = 50$ ハ イ > ロ ∴ 50
③ ① - ② = 250	③ ① - ② = 250

→ 直前時価の金額又は直前簿価の金額のどちらの金額で損失額を計算しても、雑損控除額は同じとなる。

〈ケース 2〉 課税標準の合計額が2,000万円の場合 (単位：万円)

(1) 直前時価700で計算	(2) 直前簿価600で計算
① 損失額 $(700 - 500) + 100 = 300$ (注) $300 - (700 - 500) = 100$	① 損失額 $(600 - 500) + 200 = 300$ (注) $300 - (600 - 500) = 200$
② 足切額 イ $300 - (100 - 5) = 205$ ロ $2,000 \times \frac{1}{10} = 200$ ハ イ > ロ ∴ 200	② 足切額 イ $300 - (200 - 5) = 105$ ロ $2,000 \times \frac{1}{10} = 200$ ハ イ < ロ ∴ 105
③ ① - ② = 100	③ ① - ② = 195

→ 課税標準の合計額によっては足切額に差異が生じる場合があり、その結果、直前時価の金額と直前簿価の金額のうち、いずれか小さい金額により損失額を計算することで、雑損控除額が大きくなる場合がある。

具体例

次の資料により、各設問における居住者甲の雑損控除額を計算しなさい。

本年7月、台風により居住者甲の有する居住用家屋の一部が滅失している。この家屋の損失発生直前の時価は7,500,000円、損失発生直前の取得費相当額は7,000,000円、損失発生直後の時価は6,000,000円である。

なお、甲は居住用家屋に係る原状回復費用4,000,000円を本年11月に支出している。

また、甲の本年分の課税標準の合計額は25,000,000円である。

【設問 1】

損失発生直前の時価の金額により損失額を計算した場合

【設問2】

損失発生直前の取得費相当額により損失額を計算した場合

解答

【設問 1】

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
雜 損 控 除	2,450,000	(1) 損失額 $(7,500,000 - 6,000,000) + 2,500,000 = 4,000,000$ (注) (注) $4,000,000 - (7,500,000 - 6,000,000) = 2,500,000$ (2) 足切額 ① $4,000,000 - (2,500,000 - 50,000) = 1,550,000$ ② $25,000,000 \times \frac{1}{10} = 2,500,000$ ③ ① < ② $\therefore 1,550,000$ (3) (1) - (2) = 2,450,000

【設問2】

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
雜 損 控 除	2,950,000	(1) 損失額 $(7,000,000 - 6,000,000) + 3,000,000 = 4,000,000$ (注) (注) $4,000,000 - (7,000,000 - 6,000,000) = 3,000,000$ (2) 足切額 ① $4,000,000 - (3,000,000 - 50,000) = 1,050,000$ ② $25,000,000 \times \frac{1}{10} = 2,500,000$ ③ ① < ② $\therefore 1,050,000$ (3) (1) - (2) = 2,950,000

具体例

次の資料により、各設問における居住者甲の雑損控除額を計算しなさい。

本年7月、台風により甲の有する居住用家屋の一部が滅失している。この家屋の損失発生直前の時価は7,500,000円、損失発生直前の取得費相当額は7,000,000円、損失発生直後の時価は6,000,000円である。

なお、甲は居住用家屋に係る原状回復費用400,000円を本年11月に支出している。

また、甲の本年分の課税標準の合計額は5,000,000円である。

【設問1】

損失発生直前の時価の金額により損失額を計算した場合

【設問2】

損失発生直前の取得費相当額により損失額を計算した場合

解答

【設問1】

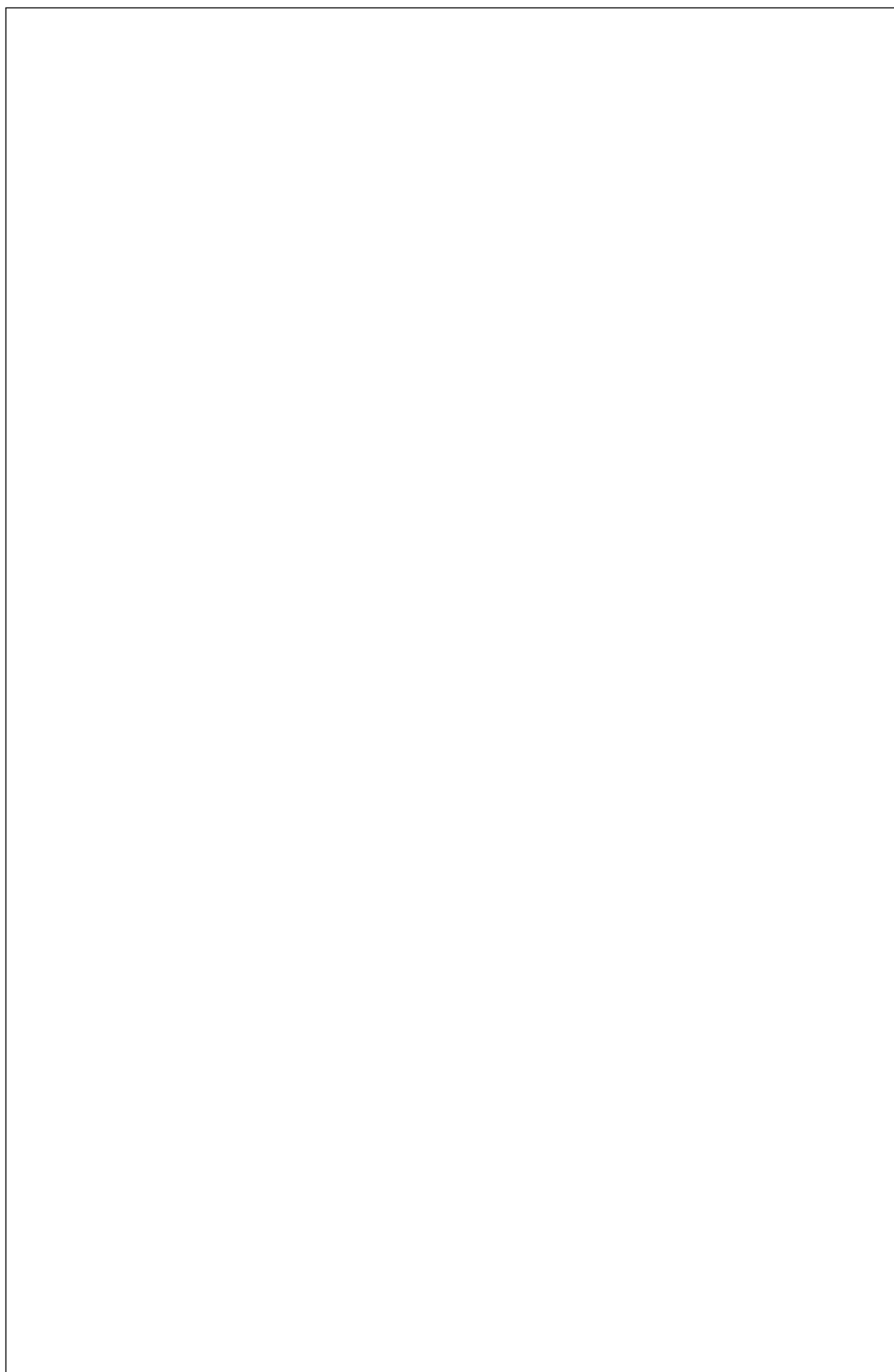
(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
雑 損 控 除	1,000,000	(1) 損失額 $(7,500,000 - 6,000,000) + 0 = 1,500,000$ (注) $400,000 - (7,500,000 - 6,000,000) < 0 \quad \therefore 0$ (2) 足切額 $5,000,000 \times \frac{1}{10} = 500,000$ (3) $(1) - (2) = 1,000,000$

【設問2】

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
雑 損 控 除	500,000	(1) 損失額 $(7,000,000 - 6,000,000) + 0 = 1,000,000$ (注) $400,000 - (7,000,000 - 6,000,000) < 0 \quad \therefore 0$ (2) 足切額 $5,000,000 \times \frac{1}{10} = 500,000$ (3) $(1) - (2) = 500,000$



5

10

15

20

25

30

35



医療費控除

理論 4-1〔2〕

1 原則（法73）

(1) 適用要件

5 居住者が $\left\{ \begin{array}{l} \text{居住者（本人）} \\ \text{生計を一にする親族} \end{array} \right\}$ に係る医療費を支払った場合

（注1） 親族について所得要件なし。

（注2） 里子、養護受託老人は扶養親族になったとしても親族ではないので、医療費控除の対象
とならない。

10 (2) 控除額

$$\begin{array}{l} \text{（医療費の額 - 保険金等）} - \overset{\text{（注）}}{\text{足切額}} = \times \times \times \text{（最高2,000,000円）} \\ \text{（注） 課税標準の合計額} \times 5 \% \geq 100,000 \text{円} \quad \therefore \text{少ない金額} \end{array}$$

15 (3) 計上基準（通73-2）

未払医療費は現実に支払われるまでは控除の対象とならない（現金主義）。

(4) 生計を一にする親族に係る医療費（通73-1）

居住者が支払った医療費が、生計を一にする親族に係る医療費に該当するか否かは、次の①と
②のいずれかの時の現況において判定する。

- 20
- ① 医療費を支出すべき事由が生じた時

② 現実に医療費を支払った時

したがって、①と②のいずれかの時において居住者と生計を一にし、かつ、親族であればその
医療費は医療費控除の対象となる。

25

30

35

5

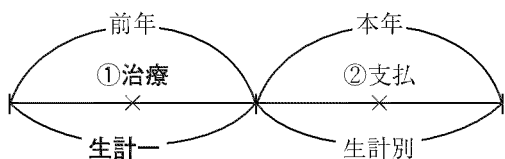
10

15

留意点 生計を一にする親族に係る医療費

- (1) 医療費を支出すべき事由が生じた時において生計を一にする場合

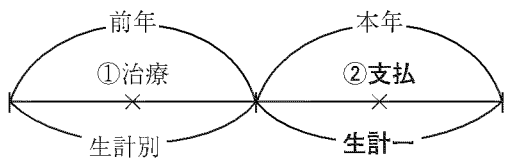
20



∴ 本年分の医療費控除の対象となる

- (2) 現実に医療費を支払った時において生計を一にする場合

25



∴ 本年分の医療費控除の対象となる

30

35

(5) 医療費の範囲（令207、通73－3～7）

対象となるもの(注)	対象とならないもの
① 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価	① 医師・看護師に対する謝礼金
② 治療又は療養に必要な医薬品の購入費	② 未払医療費
③ 通院費、入院中の食事代	③ 見舞客のための菓子代
④ 松葉づえ、義歯の購入費	④ 美容整形費用
⑤ 健康診断費用(重大な疾病→治療)	⑤ 健康診断費用（異常なし）
⑥ 柔道整復師等による施術の対価	⑥ 疾病予防費用（インフルエンザ予防接種など）
⑦ 保健師等による療養上の世話代	⑦ 健康増進費用
⑧ 出産費用、助産師による分娩の介助	

(注) 診療又は治療のために直接必要であるかどうかで判定する。

(6) 保険金等の取扱い

医療費の額から控除する保険金等は個別対応で控除する。

(医療費)	(保険金)	
A病院 300,000円	－ 400,000円	< 0 ∴ 0円
B病院 500,000円	－ 50,000円	= 450,000円
		450,000円
		支払った医療費の額

参 考 医療費の範囲（法73②、令207、規40の3）

所得税法上、医療費控除の対象となる医療費は、次に掲げるものの対価のうち、その病状等に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされている。

- (1) 医師又は歯科医師による診療又は治療
- (2) 治療又は療養に必要な医薬品の購入
- (3) 病院、診療所（指定介護老人福祉施設等を含む。）又は助産所へ収容されるための人的役務の提供
- (4) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師による施術
- (5) 保健師・看護師又は准看護師による療養上の世話
- (6) 助産師による分娩の介助
- (7) 介護福祉士による喀痰吸引等その他一定の行為

留意点 医療費を補填する保険金等（通73－8）

医療費の金額から控除する保険金等には次に掲げるものがある。

- (1) 社会保険又は共済に関する法律その他の法令の規定に基づき支給を受ける給付金のうち、健康保険法の規定により支給を受ける療養費、移送費、出産育児一時金、家族療養費、家族移送費、家族出産育児一時金又は高額療養費のように医療費の支出の事由を給付原因として支給を受けるもの
- (2) 損害保険契約等に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける保険金等
- (3) 医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金
- (4) その他の法令の規定に基づかない任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金

★ **留意点** 医療費を補填する保険金等に当たらないもの（通73－9）

次に掲げるようなものは、医療費を補填する保険金等に当たらない。

- (1) 死亡したこと、重度障害の状態となったこと、療養のため労務に服することができなくなったことなどに基因して支払を受ける保険金、損害賠償金等
- (2) 社会保険又は共済に関する法律の規定により支給を受ける給付金のうち、健康保険法の規定により支給を受ける傷病手当金又は出産手当金等
- (3) 使用者その他の者から支払を受ける見舞金等

参 考 保険金等の見込控除（通73－10）

確定申告期限までに保険金等の額が確定していない場合



保険金等の見積額を控除する。

(7) 表示方法

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 医 療 費 控 除	×××	(注) (医療費の額－保険金等の額)－100,000＝××× (注) 課税標準の合計額×5%＞100,000 ∴ 100,000

10

15

20

25

30

35

具体例

次の資料に基づき居住者甲の本年分の医療費控除額を計算しなさい。

(1) 甲が本年において支出した金額は次のとおりである。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ① 甲の人間ドック費用（検査の結果異常は認められなかった。） | 90,000円 |
| ② 甲の長男（甲と生計を別）が足を骨折したことによる治療費 | 51,000円 |
| ③ 甲の長女（甲と生計を一）の入院に係るもの | 105,100円 |
| 内訳 治療費 | 102,000円 |
| 入院のために必要なタクシー代 | 3,100円 |

(2) 甲の本年分の課税標準の合計額 2,800,000円

解 答

（単位：円）

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 医 療 費 控 除	5,100	$105,100 - 100,000 = 5,100$ （注） $2,800,000 \times 5 \% > 100,000 \quad \therefore 100,000$

具体例 過去試験問題（平成5年度本試験一部抜粋）

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の医療費控除額を計算しなさい。

病院に支払った治療費等 657,000円

これは、本年9月に病院に入院した甲の妻（甲と生計を一にしている。）の療養費585,000円と本年7月にいわゆる人間ドックのために病院に入院した甲の人間ドックの費用72,000円の合計額である。人間ドックでは身体上の異常はなかった。このほか、甲は、本年12月から歯を治療しているが、本年分の治療費として150,000円が未払いとなっている。

なお、甲の本年分の課税標準の合計額は92,364,800円である。

解 答

（単位：円）

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 医 療 費 控 除	485,000	$585,000 - 100,000 = 485,000$ （注） $92,364,800 \times 5 \% > 100,000 \quad \therefore 100,000$

2

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例

(措法41の17)

(1) 適用要件

居住者が

① { 居住者（本人）
生計を一にする親族 } に係る特定一般用医薬品等購入費を支払っていること

② その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行っていること

(2) 控除額

(特定一般用医薬品等購入費の額－保険金等)－12,000円＝×××（最高88,000円）

(医療費の額－保険金等)^(注)－足切額＝×××（最高2,000,000円）
(注) 課税標準の合計額×5% ≧ 100,000円 ∴ 少ない金額

いずれか選択

(3) 表示方法

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 医 療 費 控 除	×××	(1) 原 則 ^(注) 医療費の額－100,000＝××× (注) 課税標準の合計額×5% > 100,000 ∴ 100,000 (2) 特 例 特定一般用医薬品等購入費の額－12,000＝××× (3) (1) ≧ (2) ∴ 多い金額

趣 旨 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例

セルフメディケーション（自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること）の推進の観点から創設されたものである。

参 考 特定一般用医薬品等購入費（措法41の17②）

医薬品医療機器等法に規定する医薬品等のうち、医療用薬剤との代替性が特に高いもの又はその使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして一定のものの購入の対価をいう。

参 考 健康の保持増進及び疾病の予防への取組み（措令26の27の3①、厚生労働省告示第181号）

- (1) 健康検査
- (2) 予防接種
- (3) 健康診断
- (4) 特定健康診査
- (5) がん検診

具体例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の医療費控除額を計算しなさい。

- (1) 甲は、本年においてセルフメディケーションのために支出した医薬品の購入費（特定一般用医薬品等購入費に該当するものである。）が54,000円ある。なお、甲は健康の保持増進及び疾病の予防への取組みを行っている。
- (2) 甲の本年分の課税標準の合計額は2,800,000円である。

解 答

（単位：円）

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 医 療 費 控 除	42,000	(1) 原 則 $54,000 - 100,000 < 0 \quad \therefore 0$ (注) $2,800,000 \times 5 \% > 100,000 \quad \therefore 100,000$ (2) 特 例 $54,000 - 12,000 = 42,000$ (3) $(1) < (2) \quad \therefore 42,000$

解 説

本問の場合、医療費控除の特例を適用した方が甲にとって有利となる。



社会保険料控除/法74

理論 4-1〔3〕

1 適用要件

5

居住者が { 居住者（本人）
生計を一にする親族 } の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合

2 控除額

支払った金額又は控除される金額（金額）

10

3 計上基準（通74・75-1(1)）

納付期日が到来した社会保険料であっても、現実には支払っていないものは含まれない（現金主義）。

4 社会保険料の範囲（法74②）

15

- (1) 健康保険の保険料
- (2) 国民健康保険の保険料、国民健康保険税
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律の保険料
- (4) 介護保険の保険料
- (5) 雇用保険の保険料
- (6) 国民年金の保険料、国民年金基金の掛金
- (7) 厚生年金保険の保険料、厚生年金基金の掛金

20

25

30

35

留意点

社会保険料控除の対象となる社会保険料は、自己又は自己と生計を一にする親族の負担すべき社会保険料のうち自己が支払った金額又は給与から控除される金額をいうのであるから、生計を一にする親族が自身で負担した社会保険料は、その親族の社会保険料控除の対象となることに注意すること。

留意点 社会保険料の特別徴収と口座振替

介護保険料等の社会保険料は、原則として、支給される年金から特別徴収（天引き）されることとなる。この特別徴収された社会保険料は、その者の社会保険料控除の対象となる。

しかし、介護保険料等の保険料については、一定の手続を行うことで、口座振替により被保険者の親族等が、その保険料を支払うことができる。この場合の社会保険料は、口座振替により実際に支払った者（その被保険者と生計を一にする場合に限る。）の社会保険料控除の対象となる。

具体例

次に掲げるそれぞれの設問に基づき、本年分の社会保険料控除額を求めなさい。

〈設問 1〉

物品販売業を営む居住者甲は本年において次に掲げる支出をした。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 国民健康保険の保険料 | 186,000円 |
| (内訳) | |
| 甲自身に係るもの | 132,000円 |
| 甲の長男（甲と生計を一）に係るもの | 54,000円 |
| (2) 国民年金の保険料 | 319,200円 |
| (内訳) | |
| 甲自身に係るもの | 159,600円 |
| 甲の長男に係るもの | 159,600円 |

〈設問 2〉

A 社に勤務する居住者乙は本年において A 社から 4,200,000 円の給与収入を得ているが、その金額から健康保険料 178,000 円及び厚生年金保険料 115,000 円が控除されている。

解 答

〈設問 1〉

$$186,000円 + 319,200円 = 505,200円$$

〈設問 2〉

$$178,000円 + 115,000円 = 293,000円$$



小規模企業共済等掛金控除/法75

理論 4-1〔4〕

1 適用要件

5

居住者が

(1) 小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金

(2) 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金

(3) 心身障害者扶養共済制度に基づく掛金

を支払った場合

2 控除額

支払った金額（全額）

3 計上基準（通74・75－1(1)）

15 納付期日が到来した小規模企業共済等掛金であっても、現実に支払っていないものは含まれない（現金主義）。

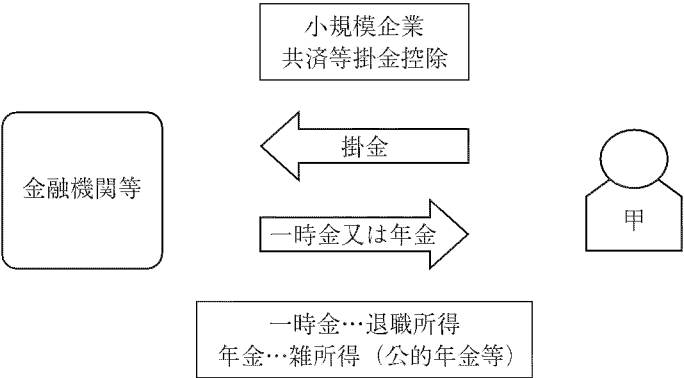
20

参考 個人型確定拠出年金（iDeCo）

25 個人型確定拠出年金（iDeCo）は、毎月一定額の掛金を拠出し、定期預金や投資信託に運用し、その掛金及び運用損益を60歳以降に一時金（退職所得）や年金（雑所得（公的年金等））として受け取ることができる制度である。

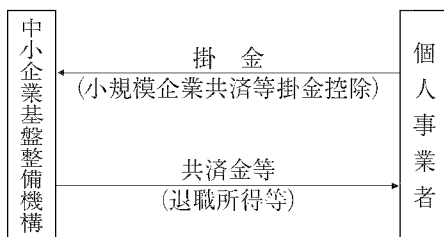
30

35



参考 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度とは、事業主の引退、事業主に万一のことがあったとき、経営の都合による工場や商店の閉鎖などに備えて事業主の生活安定をはかる退職金制度をいう。

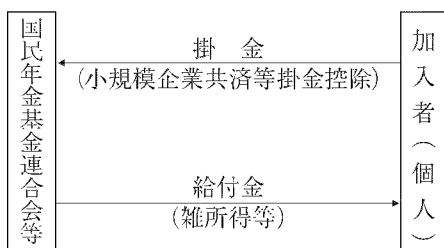


参考 確定拠出年金制度

近年の少子高齢化社会、バブル経済の崩壊などにより、従来型の将来の年金給付額が確定している年金制度（確定給付年金）である適格年金、厚生年金基金などの財源となる金融商品の運用利回りが予想される利回りを下回る結果となり、多くの企業が年金の積立不足及び追加の拠出を余儀なくされる事態に陥っている。

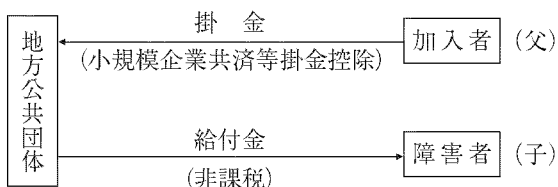
この社会状況に対して平成13年10月1日に施行されたのが、加入者が予め金融商品の運用方法を選択し、その運用次第により運用益及び将来の年金受取額が変動する年金制度（確定拠出年金）である。この新しい年金制度は、米国の年金制度「401Kプラン」をモデルにしたことから「日本版401K」と呼ばれている。

なお、この年金制度には、企業型年金規約の承認を受けた企業が実施主体となる企業型と国民年金基金連合会（国民年金基金の中央組織）が主体となる個人型がある。



参考 心身障害者扶養共済制度

心身障害者扶養共済制度とは、心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期に支給することを定めている制度で、一定の要件を備えているものをいう。（法9①三八、令20②）





生命保険料控除/法76

理論 4-1〔5〕

1 適用要件 (法76①②③)

5

- (1) 居住者が

居住者(本人)

親 族(生計別親族を含む)

を受取人とする新生命保険契約等又は旧生命保険契約等に係る保険料を支払った場合
- (2) 居住者が

居住者(本人)

親 族(生計別親族を含む)

を受取人とする介護医療保険契約等に係る保険料を支払った場合
- (3) 居住者が

居住者(本人)

配偶者

を年金受取人とする新個人年金保険契約等又は旧個人年金保険契約等に係る保険料を支払った場合

10

15

20

留意点 生命保険料控除の全体像

25

30

35

(旧契約) 平成23年12月31日以前締結	(新契約) 平成24年 1 月 1 日以後締結
一般分 最高 5 万円 + 個人分 最高 5 万円 最大10万円	一般分 最高 4 万円 + 介護分 最高 4 万円 + 個人分 最高 4 万円 最大12万円

参 考 新生命保険契約等・旧生命保険契約等の範囲（法76⑤⑥）

1 新生命保険契約等

新生命保険契約等とは、平成24年1月1日以後に締結した次に掲げる契約（一定のものを除く。以下「新契約」という。）若しくは他の保険契約に附帯して締結した新契約又は確定給付企業年金法等の規約（以下「新規約」という。）のうち、これらの新契約又は新規約に基づく保険金等の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

- (1) 保険業法に規定する生命保険会社又は外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち一定のもの
- (2) 廃止前の簡易生命保険法に規定する簡易生命保険契約（以下「旧簡易生命保険契約」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの
- (3) 農業協同組合法の事業を行う農業協同組合の締結した生命共済に係る契約その他これに類する共済に係る一定の契約（以下「生命共済契約等」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの
- (4) **確定給付企業年金**に係る規約

2 旧生命保険契約等

旧生命保険契約等とは、平成23年12月31日以前に締結した次に掲げる契約又は規約のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

- (1) 保険業法に規定する生命保険会社又は外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち一定のもの
- (2) 旧簡易生命保険契約
- (3) 生命共済契約等
- (4) (1)に規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法に規定する損害保険会社若しくは外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体^(注)の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの
- (5) **確定給付企業年金**に係る規約

(注) 医療費等支払事由とは、病院又は診療所に入院して医療費控除の対象となる医療費を支払ったことその他一定の事由をいう。

② 控除額（法76①②③④）

(1) 新生命保険契約等又は旧生命保険契約等に係る保険料を支払った場合（原則）

① 新生命保険契約等に係る保険料のみを支払った場合

	支払った保険料の金額	控 除 額
5	20,000円以下	支払保険料の 全額
	20,000円超 40,000円以下	$\left(\text{支払保険料の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$
	40,000円超 80,000円以下	$\left(\text{支払保険料の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$
10	80,000円超	40,000円

② 旧生命保険契約等に係る保険料のみを支払った場合

	支払った保険料の金額	控 除 額
	25,000円以下	支払保険料の 全額
15	25,000円超 50,000円以下	$\left(\text{支払保険料の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円}$
	50,000円超 100,000円以下	$\left(\text{支払保険料の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$
	100,000円超	50,000円

③ 新生命保険契約等及び旧生命保険契約等に係る保険料の**両方**を支払った場合

20 (イ) 新生命保険契約等に係る保険料

計算方法は①と同じ

(ロ) 旧生命保険契約等に係る保険料

計算方法は②と同じ

25 (ハ) (イ) + (ロ) = $\times \times \times \geq 40,000$ ∴ **少ない金額**（注）

（注）(ロ)の控除額が4万円を超えるときは、(ロ)の控除額とすることができる。

(2) 介護医療保険契約等に係る保険料を支払った場合

計算方法は(1) ①と同じ

(3) 新個人年金保険契約等又は旧個人年金保険契約等に係る保険料を支払った場合

① 新個人年金保険契約等に係る保険料のみを支払った場合

計算方法は(1) ①と同じ

30 ② 旧個人年金保険契約等に係る保険料のみを支払った場合

計算方法は(1) ②と同じ

③ 新個人年金保険契約等及び旧個人年金保険契約等に係る保険料の**両方**を支払った場合

計算方法は(1) ③と同じ

(4) 控除限度額

35 (1) + (2) + (3) = $\times \times \times \geq 120,000$ ∴ **少ない金額**

参 考 介護医療保険契約等の範囲（法76⑦、令208の6）

介護医療保険契約等とは、平成24年1月1日以後に締結した次に掲げる契約（一定のものを除く。以下「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

- (1) 旧生命保険契約等の範囲(1)に規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法に規定する損害保険会社若しくは外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体^(注)の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの
- (2) 疾病又は身体^(注)の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（新生命保険契約等の対象となるものその他一定のものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

(注) 医療費等支払事由とは、病院又は診療所に入院して医療費控除の対象となる医療費を支払ったことその他一定の事由をいう。

参 考 新個人年金保険契約等・旧個人年金保険契約等の範囲（法76⑧⑨）

新個人年金保険契約等とは、平成24年1月1日以後に締結した年金を給付する定めのある生命保険契約、旧簡易生命保険契約及び生命共済契約等（以下「年金給付契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した保険契約のうち、次に掲げる要件を満たすものをいい、旧個人年金保険契約等とは、平成23年12月31日以前に締結した年金給付契約のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 年金の受取人は自己又はその配偶者のいずれかとするものであること
- (2) 保険料等の払込みは年金支給開始日前10年以上の期間にわたって定期的に行うものであること
- (3) 年金の支給は、年金受取人の年令が60才に達した日以後の日で契約で定める日以後10年以上の期間又は受取人が生存している期間にわたって定期的に行うものであること等

③ 計上基準（通76－3(1)）

払込期日が到来した生命保険料等であっても、現実には支払っていないものは含まれない（現金主義）。

④ 剰余金等の取扱い（通76－5、6）

	保 険 金 ・ 年 金 の 支 払 開 始 日 前	保 険 金 ・ 年 金 の 支 払 開 始 日 以 後
一 時 所 得 雑 所 得	保 険 料 総 額 から 控 除	総 収 入 金 額 算 入
生命保険料控除	(注) 保 険 料 か ら 控 除	—

(注) 同一区分内でのトータル対応で控除する。この場合の区分は、新生命保険契約等、旧生命保険契約等、介護医療保険契約等、新個人年金保険契約等又は旧個人年金保険契約等をそれぞれ1つの区分とする。

留意点 剰余金等の取扱い

< ケース 1 >

(保険料) (剰余金)

A 契約(一般分・新生保)	500円	650円	
B 契約(一般分・新生保)	300円	0円	
	800円	－ 650円	= 150円

< ケース 2 >

(保険料) (剰余金)

C 契約(一般分・新生保)	500円	－ 650円	< 0 ∴ 0
D 契約(一般分・旧生保)	300円	0円	= 300円

< ケース 3 >

(保険料) (剰余金)

E 契約(一般分・新生保)	500円	－ 650円	< 0 ∴ 0
F 契約(個人分・新個人)	300円	0円	= 300円

留意点 年令23才未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の子育て支援特例（措法41の15の5）

令和7年度税制改正において、子育て世帯等に対する支援税制の一環として**年令23才未満の扶養親族を有する場合の新生命保険契約等に限定して適用される生命保険料控除の子育て支援特例**が制定された。

(1) 年令23才未満の扶養親族を有する場合の新生命保険契約等に係る生命保険料を支払った場合（特例）

支払った保険料の金額	控 除 額
30,000円以下	支払保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	$\left(\text{支払保険料の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 15,000\text{円}$
60,000円超 120,000円以下	$\left(\text{支払保険料の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{4} + 30,000\text{円}$
120,000円超	60,000円

(2) 新生命保険契約等及び旧生命保険契約等に係る保険料の両方を支払った場合

① 新生命保険契約等に係る保険料

計算方法は(1)と同じ

② 旧生命保険契約等に係る保険料

計算方法はP332②(1)②と同じ

③ ①+②=××× $\geq 60,000$ ∴少ない金額

(注) 一般分、介護分及び個人分の合計の控除限度額は従来と同じく**120,000円**である。

5 表示方法（原則の場合）

	摘 要	金 額	計 算 過 程
5	Ⅲ 所得控除額の計算 生命保険料控除	×××	(1) 一般分 ① 新契約 ×××
			② 旧契約 ×××
			(注1、2)
			③ ①+②=××× (最高40,000円)
			(2) 介護分 ××× (最高40,000円)
10			(3) 個人分
			① 新契約 ×××
			② 旧契約 ×××
			(注1、2)
			③ ①+②=××× (最高40,000円)
			(4) (1)+(2)+(3)=××× (最高120,000円)

(注1) 旧契約のみである場合には50,000円

15 (注2) 新契約及び旧契約に係る保険料の両方を支払った場合で旧契約に係る控除額が4万円を超えるときは、旧契約に係る控除額とすることができる。

20

25

30

35

具体例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の生命保険料控除額を計算しなさい。

甲は本年において、次の契約に係る保険料を支払っている。なお、甲は年令23才未満の扶養親族を有していない。

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| (1) A 契約 (旧生命保険契約等) | 100,000円 |
| (2) B 契約 (新生命保険契約等) | 30,000円 |
| (3) C 契約 (旧生命保険契約等) | 50,000円 (剰余金55,000円の支払を受けている) |
| (4) D 契約 (介護医療保険契約等) | 45,000円 |
| (5) E 契約 (旧個人年金保険契約等) | 110,000円 |

解 答

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 生命保険料控除	120,000	(1) 一般分 ① 新契約 $30,000 \times \frac{1}{2} + 10,000 = 25,000$ ② 旧契約 $100,000 + 50,000 - 55,000 = 95,000$ $95,000 \times \frac{1}{4} + 25,000 = 48,750$ ③ ①+②=73,750 > 40,000 ∴ 40,000 ② > 40,000 ∴ 48,750 (2) 介護分 $45,000 \times \frac{1}{4} + 20,000 = 31,250$ (3) 個人分 $110,000 > 100,000$ ∴ 50,000 (4) (1)+(2)+(3)=130,000 > 120,000 ∴ 120,000



地震保険料控除/法77

理論 4-1〔6〕

1 適用要件

5

居住者が { 居住者(本人)
生計を一にする親族 } の有する居住用家屋、家財、時価30万円以下の宝石等を保険
目的とする損害保険契約等に係る地震保険料を支払った場合

2 控除額

10

地震保険料の金額（最高50,000円）

3 計上基準（通77-7、76-3(1)）

払込期日が到来した地震保険料であっても、現実に支払っていないものは含まれない（現金主義）。

15

4 剰余金等の取扱い（通77-7、76-6）

地震保険料に係る部分の金額を控除する。

20

25

30

35

参 考 地震保険料

地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下「地震等損害」という。）によりその損失の額を填補する保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等（一定の保険料等を除く）をいう。

（注）一定の保険料等とは、地震等損害により臨時に生ずる費用、家屋等の取壊し又は除去に係る費用その他これらに類する費用に対し支払われる保険金等に係る保険料等その他一定のものをいう。（令213）

参 考 地震保険料控除の対象となる損害保険契約等（法77②）

地震保険料控除の対象となる損害保険契約等とは、次に掲げる契約に附帯して締結されるもの又はその契約と一体となって効力を有する一の保険契約もしくは共済に係る契約をいう。

- (1) 損害保険会社等の締結した保険契約のうち、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を填補するもの
- (2) 一定の事業を行う農業協同組合の締結した火災共済に係る契約その他一定の共済に係る契約

具体例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の地震保険料控除額を計算しなさい。

甲は本年において自己の所有する居住用家屋を保険目的とする損害保険契約等を締結し、保険料を支払っており、その保険料のうち地震保険料に相当する金額は17,500円である。

解 答

17,500円



寄附金控除/法78

理論 4-1〔7〕

1 適用要件

居住者が特定寄附金を支出した場合

2 控除額

特定寄附金の額の合計額
課税標準の合計額 × 40% } 少ない金額 - 2,000円 = ×××

3 計上基準（通78-1）

特定寄附金の支払のための手形の振出しは、現実の支払には該当しない（現金主義）。

4 特定寄附金の範囲

（法78②、令217、措法41の18、41の18の2①、41の18の3①、41の18の4①）

特定寄附金とは、次に掲げる寄附金（学校の入学に関してするものを除く。）をいう。

- (1) 国又は地方公共団体に対する寄附金
(注1)
- (2) 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で
財務大臣が指定したもの
(注1)
- (3) 特定公益増進法人等に対する寄附金
(独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人、一定の私立学校法人等)
(注2)
- (4) 政治活動に関する寄附で政党・政治資金団体等のうち一定のものに対するもの
(注3)
- (5) 認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人）の行う特定非営利活動に係る事業に関連する
寄附金
(注4)
- (6) 特定新規中小会社が発行した特定新規株式で、払込みにより取得したもの

（注1）一定の公益社団法人等に対する寄附金は税額控除との選択適用

（注2）政党等に対する寄附金は税額控除との選択適用

（注3）認定NPO法人に対する寄附金は税額控除との選択適用

（注4）特定株式の取得に要した金額の控除等（取得時控除）との選択適用

5 表示方法

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 寄 附 金 控 除	×××	(注) 特定寄附金-2,000=×××
		(注) 課税標準の合計額×40%≥特定寄附金 ∴ 特定寄附金

留意点 特定寄附金に該当しない寄附金

町内会、日本商工会議所等に対する寄附金は、特定寄附金に該当しない。

留意点 国等に対する資産の贈与等（法40、措法40①②、通39- 2）

資産の種類	みなし譲渡の対象となる資産		棚 卸 資 産
	山林（※の基因となるものを除く）	譲渡所得の基因となる資産	
事 由	国、地方公共団体等に対する贈与等		
課税関係	値 上 益 は 非 課 税（注1）		販×70% } 多い方 取得価額 } ↓ 総収入金額
特 定 寄 附 金 となる金額 （寄附金控除）	（注2） 必要経費	（注3） 取得費＋譲渡費用	上記の総収入金額に 算入した金額

（注1）非課税のコメントを付すこと

（注2）概算経費控除の適用あり

（注3）5%基準の適用あり

具体例

次の資料に基づき寄附金控除額を計算しなさい。

- 甲が本年中に日本赤十字社に寄附した金額 1,100,000円
- 甲が本年中に市立図書館の建設資金に充てるために市に寄附した金額 700,000円
- 甲が本年10月に社会福祉法人に寄附した金額 500,000円
これは手形で振出された金額であり、この手形の決済日は翌年1月である。
- 甲の本年分の課税標準の合計額は12,000,000円である。

解 答

（単位：円）

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 寄 附 金 控 除	1,798,000	（注） $1,800,000 - 2,000 = 1,798,000$ （注） $12,000,000 \times 40\% \geq 1,100,000 + 700,000 = 1,800,000$ $\therefore 1,800,000$



障害者控除/法79

理論 4-2〔1〕

1 適用要件

5

居住者（本人）
同一生計配偶者
扶養親族 } が障害者の場合

(注) 青色事業専従者で給与の支払を受けるもの又は事業専従者に該当するものは同一生計配偶者及び扶養親族には該当しないため、障害者に該当しても障害者控除の適用はない。

2 控除額

10

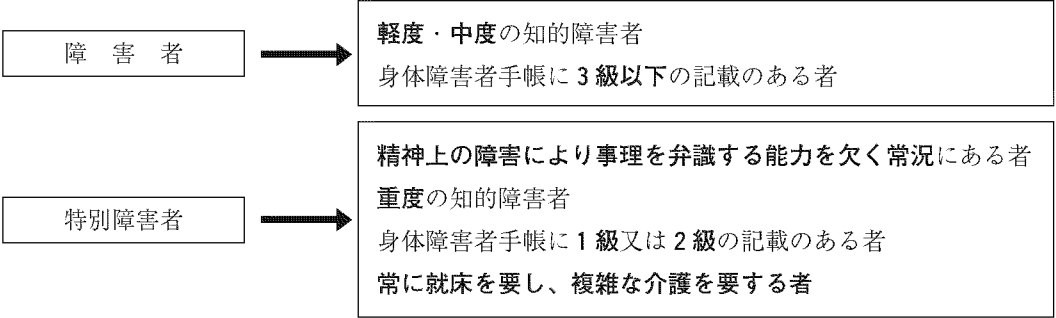
区 分		控 除 額
居住者（本人）	障 害 者	270,000円
	特 別 障 害 者	400,000円
同一生計配偶者 扶養親族（注）	障 害 者 1 人 に つ き	270,000円
	特 別 障 害 者 1 人 に つ き	400,000円
	同居特別障害者 1 人 に つ き	750,000円

15

(注) 障害者控除は、年令16才未満の扶養親族（いわゆる年少扶養親族）である場合においても、適用を受けることができる。

3 障害者、特別障害者の意義（法2①二十八、二十九）

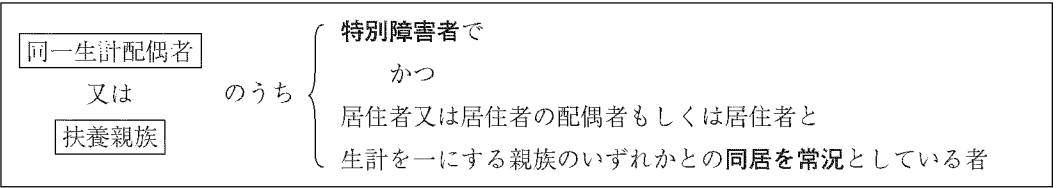
20



25

4 同居特別障害者の意義（法79③）

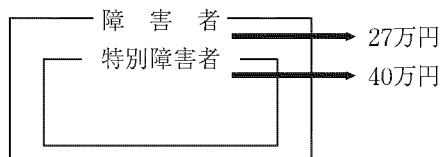
30



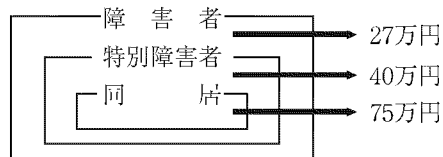
35

図解 障害者控除額

<居住者（本人）>



<同一生計配偶者又は扶養親族>



★ 参考 常に就床を要し複雑な介護を要する者（通2-39）

常に就床を要し複雑な介護を要する者とは、その年12月31日その他障害者であるかどうかを判定すべき時の現況において、引き続き6月以上にわたり身体の障害により就床を要し、介護を受けなければならない状態にあると認められる者をいう。

具体例

次の資料に基づき居住者甲の本年分の障害者控除額を計算しなさい。

- 甲の妻（甲の同一生計配偶者に該当する。）は身体障害者手帳の交付を受けており、その手帳には障害の程度が4級と記載されている。
- 甲の長男（甲の控除対象扶養親族に該当する。）は、常に就床を要し、複雑な介護を要する者に該当する。

なお、甲の長男は甲と同居を常況としていない。

- 甲の母（甲の控除対象扶養親族に該当する。）は身体障害者手帳の交付を受けており、その手帳には障害の程度が2級と記載されている。

なお、甲の母は甲と同居を常況としている。

解答

（単位：円）

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 障 害 者 控 除	1,420,000	妻 長男 母 270,000+400,000+750,000=1,420,000

留意点 障害者控除

- 特別障害者がいても「特別障害者控除」とはしないこと。
- 障害者に該当する親族がいても、その者が同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない場合（その者の合計所得金額が62万円を超える場合等）には、障害者控除の適用はない。

寡婦控除・ひとり親控除/法80、81

理論 4-2〔2〕〔3〕

① 寡婦控除（法80）

5 (1) 適用要件

居住者（本人）が寡婦である場合

(2) 控除額

270,000円

10 (3) 寡婦の意義（法2①三十）

次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

① 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(イ) 扶養親族を有すること

(ロ) 合計所得金額が500万円以下であること

(ハ) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

② 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で一定のもののうち、

①(ロ)及び(ハ)の要件を満たすもの

② ひとり親控除（法81）

(1) 適用要件

居住者（本人）がひとり親である場合

(2) 控除額

380,000円

(3) ひとり親の意義（法2①三十一、令11の2②）

現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で一定のもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

① その者と生計を一にする子で課税標準の合計額が62万円以下の子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）を有すること

② 合計所得金額が500万円以下であること

③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

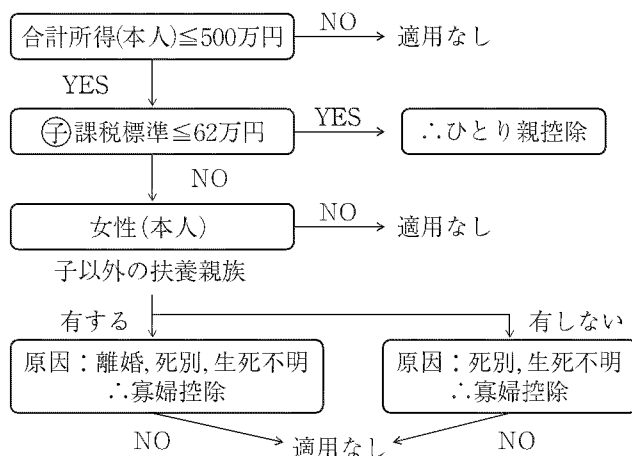
留意点 まとめ

本人		親族の状況	控除額	控除の種類
状況(注1)	所得要件			
女性	合計所得金額 500万円以下	課税標準の合計額が62万円以下の同一生計の子を有する(注2)	38万円	ひとり親控除
		子以外の扶養親族を有する	27万円	寡婦控除
		課税標準の合計額が62万円以下の同一生計の子を有する(注2)	38万円	ひとり親控除
		子以外の扶養親族を有する	27万円	寡婦控除
		扶養親族を有しない	27万円	寡婦控除
男性	合計所得金額 500万円以下	課税標準の合計額が62万円以下の同一生計の子を有する(注2)	38万円	ひとり親控除
		課税標準の合計額が62万円以下の同一生計の子を有する(注2)	38万円	ひとり親控除

(注1) 住民票で事実婚が明記されている場合を除く。

(注2) 他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。

図解 寡婦控除・ひとり親控除





勤労学生控除/法82

理論 4－2〔4〕

1 適用要件

居住者（本人）が勤労学生である場合

5

2 控除額

270,000円

10

15

20

25

30

35

★ 参 考 勤労学生の意義（法2①三十二）

一定の学校の学生、生徒又は児童で、給与所得等を有するもののうち合計所得金額が89万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下であるものをいう。

（注）給与所得等

自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいう。

具 体 例

次の場合において、居住者甲、乙又は丙に適用される寡婦控除額又はひとり親控除額を求めなさい。

- (1) 居住者甲は、本年2月に配偶者である妻と離婚し、本年末日現在、生計を一にする長男（21歳、大学生、合計所得金額60万円）を有している。なお、甲の本年における合計所得金額は400万円である。
- (2) 居住者乙は、本年3月に長女を出産し、本年末日現在長女と生計を一にしている。なお、乙は未婚であり、本年における合計所得金額は300万円である。
- (3) 居住者丙は、本年11月に夫と死別している。なお、丙は扶養親族を有しておらず、本年分の合計所得金額は450万円である。

解 答

- (1) ひとり親控除 38万円
- (2) ひとり親控除 38万円
- (3) 寡婦控除 27万円



配偶者控除/法83

理論 4-2〔5〕

1 適用要件

居住者が**控除対象配偶者**を有する場合

2 控除額（法83①）

居住者の合計所得金額	区分	控除額
9,000,000円以下	控除対象配偶者	380,000円
	老人控除対象配偶者	480,000円
9,000,000円超 9,500,000円以下	控除対象配偶者	260,000円
	老人控除対象配偶者	320,000円
9,500,000円超 10,000,000円以下	控除対象配偶者	130,000円
	老人控除対象配偶者	160,000円

3 同一生計配偶者の意義（法2①三十三）

居住者の配偶者でその居住者と**生計を一**にするもの（青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。）のうち、**合計所得金額が62万円以下**である者

4 控除対象配偶者の意義（法2①三十三の二）

同一生計配偶者のうち、**合計所得金額が1,000万円以下**である居住者の配偶者

5 老人控除対象配偶者の意義（法2①三十三の三）

控除対象配偶者のうち 年令**70才以上**の者

図解 配偶者控除・配偶者特別控除

		居住者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の 合計所得金額	62万円以下	「同一生計配偶者」			
		「控除対象配偶者」			—
		(配偶者控除38万)	(配偶者控除26万)	(配偶者控除13万)	
	62万円超	(配偶者特別控除	(配偶者特別控除	(配偶者特別控除	—
	95万円以下	38万)	26万)	13万)	
	95万円超	(配偶者特別控除	(配偶者特別控除	(配偶者特別控除	—
	133万円以下	36万～3万)	24万～2万)	12万～1万)	
	133万円超	—	—	—	—

留意点 合計所得金額

合計所得金額とは、損失の繰越控除前の課税標準の合計額をいう。

留意点 専従者と所得控除の関係

青色事業専従者で給与の支払を受けるもの又は事業専従者に該当するものは同一生計配偶者及び扶養親族にならないが、親族には該当するため要件を満たす場合には雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除及び地震保険料控除の適用は受けられる。

(1) 重複が認められる所得控除（物的控除）

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除

(2) 重複が認められない所得控除（人的控除）

障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除

6 表示方法

(1) 居住者の合計所得金額が1,000万円以下の場合

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 配偶者控除	×××	配偶者の合計所得金額≤620,000 居住者の合計所得金額≤10,000,000 ∴ 適用あり

控除額×××については、2 のとおりとなる。

(2) 居住者の合計所得金額が1,000万円超の場合

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 配偶者控除	0	配偶者の合計所得金額≤620,000 居住者の合計所得金額>10,000,000 ∴ 適用なし

具体例

居住者甲と生計を一にしている配偶者乙（年齢72歳）の本年中における所得の状況は次のとおりである。なお、甲は物品販売業を営む白色申告者であり、乙は甲の営む事業に従事したことはない。

これに基づき、甲の本年分の配偶者控除額を計算しなさい。

貸家を1棟貸付けたことによる不動産所得の金額 342,000円

【問1】 甲の合計所得金額が9,800,000円の場合

【問2】 甲の合計所得金額が10,300,000円の場合

解 答

【問1】

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 配偶者控除	160,000	$342,000 \leq 620,000$ $9,800,000 \leq 10,000,000 \quad \therefore \text{適用あり}$

【問2】

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 配偶者控除	0	$342,000 \leq 620,000$ $10,300,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$



配偶者特別控除/法83の2

理論 4-2〔6〕

1 適用要件

5

(1) 居住者が **生計を一にする配偶者** を有すること

↓

① 青色事業専従者で給与の支払を受けるもの

② 事業専従者に該当するもの

③ 配偶者の合計所得金額が133万円を超えるもの

④ 控除対象配偶者に該当するもの

}

を除く

10

(2) 居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること

(3) その配偶者がこの規定の適用を受けないこと

15

20

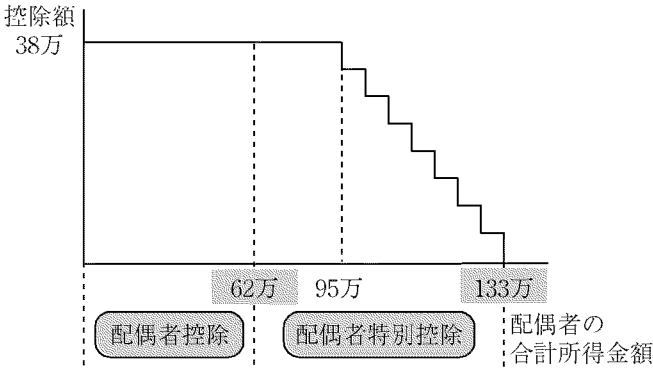
25

30

35

図解 配偶者控除・配偶者特別控除

		居住者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の 合計所得金額	62万円以下	「同一生計配偶者」			
		「控除対象配偶者」			—
		(配偶者控除38万)	(配偶者控除26万)	(配偶者控除13万)	
	62万円超	(配偶者特別控除	(配偶者特別控除	(配偶者特別控除	—
	95万円以下	38万)	26万)	13万)	
	95万円超	(配偶者特別控除	(配偶者特別控除	(配偶者特別控除	—
	133万円以下	36万～3万)	24万～2万)	12万～1万)	
	133万円超	—	—	—	—



② 控除額

〈速算表〉

(1) 居住者の合計所得金額が9,000,000円以下の場合

	配偶者の合計所得金額	控 除 額
5	620,000円超 950,000円以下	380,000円
	950,000円超 1,000,000円以下	360,000円
	1,000,000円超 1,050,000円以下	310,000円
	1,050,000円超 1,100,000円以下	260,000円
	1,100,000円超 1,150,000円以下	210,000円
10	1,150,000円超 1,200,000円以下	160,000円
	1,200,000円超 1,250,000円以下	110,000円
	1,250,000円超 1,300,000円以下	60,000円
	1,300,000円超 1,330,000円以下	30,000円

(2) 居住者の合計所得金額が9,000,000円超 9,500,000円以下の場合

	配偶者の合計所得金額	控 除 額
15	620,000円超 950,000円以下	260,000円
	950,000円超 1,000,000円以下	240,000円
	1,000,000円超 1,050,000円以下	210,000円
	1,050,000円超 1,100,000円以下	180,000円
20	1,100,000円超 1,150,000円以下	140,000円
	1,150,000円超 1,200,000円以下	110,000円
	1,200,000円超 1,250,000円以下	80,000円
	1,250,000円超 1,300,000円以下	40,000円
	1,300,000円超 1,330,000円以下	20,000円

(3) 居住者の合計所得金額が9,500,000円超 10,000,000円以下の場合

	配偶者の合計所得金額	控 除 額
30	620,000円超 950,000円以下	130,000円
	950,000円超 1,000,000円以下	120,000円
	1,000,000円超 1,050,000円以下	110,000円
	1,050,000円超 1,100,000円以下	90,000円
	1,100,000円超 1,150,000円以下	70,000円
35	1,150,000円超 1,200,000円以下	60,000円
	1,200,000円超 1,250,000円以下	40,000円
	1,250,000円超 1,300,000円以下	20,000円
	1,300,000円超 1,330,000円以下	10,000円

(注) この速算表は問題で与えられるため暗記する必要はない。

具体例

居住者甲と生計を一にする配偶者乙（年齢60歳）の本年分の所得の状況はそれぞれ次のとおりである。これに基づき、それぞれの場合における甲の本年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額を計算しなさい。

【問1】

乙所有の骨とう品（保有期間3年、総合短期）の譲渡対価は1,800,000円であり、取得費は600,000円である。

なお、甲は給与所得者であり、本年分の合計所得金額は7,000,000円である。

【問2】

乙所有の絵画（保有期間10年、総合長期）の譲渡対価は2,700,000円であり、取得費は800,000円である。

なお、甲は給与所得者であり、本年分の合計所得金額は15,000,000円である。

【問3】

乙の本年における所得は不動産所得150,000円のみである。

なお、甲は給与所得者であり、本年分の合計所得金額は9,800,000円である。

解 答

【問1】

（単位：円）

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 配 偶 者 控 除	0	特別控除 $1,800,000 - 600,000 - 500,000 = 700,000 > 620,000$ ∴ 適用なし
配偶者特別控除	380,000	$7,000,000 \leq 10,000,000$ ∴ 適用あり

【問2】

（単位：円）

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 配 偶 者 控 除	0	特別控除 $(2,700,000 - 800,000 - 500,000) \times \frac{1}{2} = 700,000 > 620,000$ ∴ 適用なし
配偶者特別控除	0	$15,000,000 > 10,000,000$ ∴ 適用なし

【問3】

（単位：円）

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 配 偶 者 控 除	130,000	$150,000 \leq 620,000$ $9,800,000 \leq 10,000,000$ ∴ 適用あり
配偶者特別控除	0	控除対象配偶者のため適用なし



扶養控除/法84

理論 4-2〔7〕

1 適用要件

居住者が控除対象扶養親族を有する場合

2 控除額（法84①、措法41の16①）

区 分	控 除 額
控除対象扶養親族1人につき	380,000円
特 定 扶 養 親 族1人につき	630,000円
老 人 扶 養 親 族1人につき	480,000円
同 居 老 親1人につき	580,000円

3 扶養親族の意義（法2①三十四）

- (1) 親族(配偶者を除く)

(2) 里親に委託された児童(里子)

(3) 養護受託者に委託された老人(養護受託老人)

で居住者と生計を一にするもののうち
合計所得金額が62万円以下である者

(注) 青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。

4 控除対象扶養親族の意義（法2①三十四の二）

扶養親族のうち居住者である年令16才以上の者等

(注) 年令16才未満の者については計算過程に次のようなコメントを書く。

××は控除対象扶養親族に該当しないため適用なし

5 特定扶養親族の意義（法2①三十四の三）

控除対象扶養親族のうち 年令19才以上23才未満の者

参 考 親族の範囲及び扶養親族の範囲（民法725、法2①三十四）

親族の範囲は下記(1)から(3)に掲げる者であり、扶養親族の範囲は下記(1)及び(3)から(5)に掲げる者で生計を一にするもののうち、合計所得金額が62万円以下である者となる。

- (1) 6親等内の血族（血縁関係がある者） (2) 配偶者
(3) 3親等内の姻族（婚姻により生じた縁故関係者）
(4) 里親に委託された児童（里子） (5) 養護受託者に委託された老人（養護受託老人）

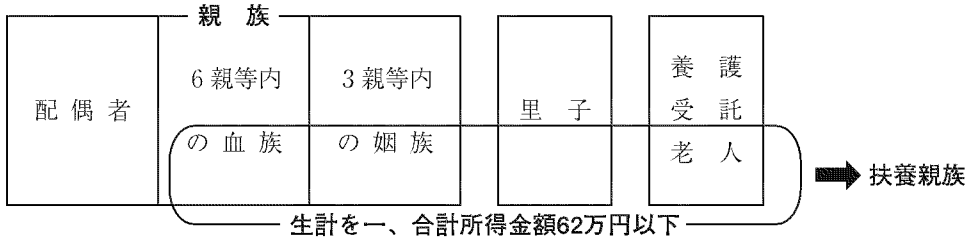
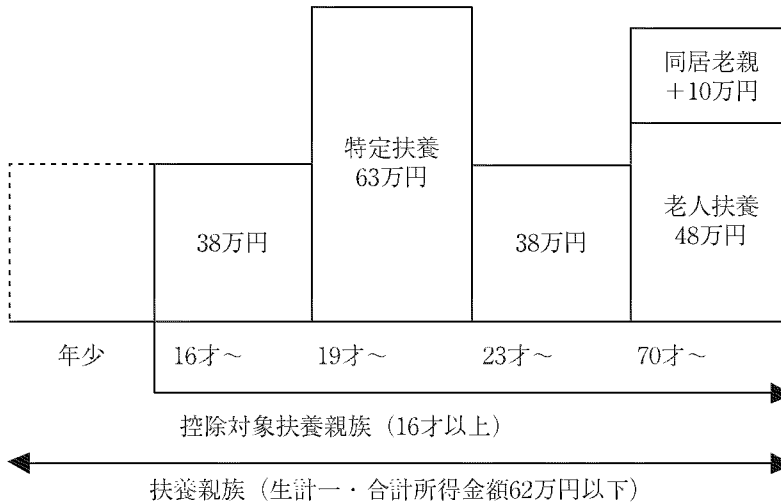


図 解 扶養控除（居住者の場合）



参 考 生計を一にする親族の合計所得金額の判定

	出 題 例	
	収 入 金 額 ・ 譲 渡 益	所得金額
利 子 所 得	源泉分離課税及び申告不要は含めない	同左
配 当 所 得		
給 与 所 得	給与所得控除額（最低74万円）控除後	——
譲 渡 所 得	通算・法62の控除・特別控除額控除後	総長→1/2
一 時 所 得	支出した金額・特別控除額控除後	1/2

（注）分離短期・分離長期について措置法の特別控除がある場合でも適用前で判定（措置法の特別控除は第Ⅳ段階で控除するため）

6 老人扶養親族の意義（法2①三十四の四）

控除対象扶養親族のうち 年令70才以上の者

7 同居老親の意義（措法41の16①）

老人扶養親族のうち { 居住者又は居住者の配偶者の直系尊属
かつ
居住者又は居住者の配偶者のいずれかとの同居を常況

留意点 「生計を一」と「同居」（通2-47）

「生計を一にする」とは同一の生活共同体に属して日常生活の資を共通にしていることをいい、必ずしも同一の家屋に起居していることではない。これに対し、「同居」とは同一の家屋に起居している状態をいう。したがって、就学等の理由により、日常の起居を共にしていない場合でも、余暇には帰郷し、常に生活費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」には該当するが、「同居」には該当しないことになる。

留意点 控除対象扶養親族となる非居住者（法2①三十四の二）

扶養親族が非居住者である場合には、次に掲げる年令などに応じて、控除対象扶養親族に該当するかを判定する。

- (1) 年令16才以上30才未満の者
- (2) 年令30才以上70才未満の者であり、次に掲げる者のいずれかに該当するもの
 - ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - ② 障害者
 - ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者
- (3) 年令70才以上の者

参 考 年令要件による扶養控除のまとめ

区 分		控 除 額
16才未満の扶養親族 (いわゆる年少扶養親族)		な し
控 除 対 象 扶 養 親 族 <16才以上>	下 記 以 外	380,000円
	特定扶養親族 <19才以上23才未満>	630,000円
	老人扶養親族 (同居老親) <70才以上>	480,000円 (580,000円)

留意点 間違いやすい取扱い

- (1) 養護受託老人は直系尊属に該当しないため、同居老親に該当することはない。
- (2) 控除対象扶養親族が直系尊属で居住者と同居を常況としている場合でも、老人扶養親族に該当しない場合には同居老親には該当しない。
- (3) 里子及び養護受託老人は親族には該当しないため、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除及び地震保険料控除の対象とはならない。
- (4) 年令16才未満の扶養親族（年少扶養親族）は扶養控除の対象とはならないが、障害者に該当する場合には障害者控除の適用を受けることができる。

具体例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の所得控除額を計算しなさい。

甲は物品販売業を営む青色申告者であり、長男が甲の営む事業に専ら従事している。

本年末日において甲と生計を一にし、かつ、同居を常況とする親族の状況は次のとおりである。

なお、基礎控除は考慮しないものとする。

母（86歳） 特別障害者に該当し、不動産所得の金額345,000円がある。

長男（29歳） 甲の営む物品販売業に専ら従事したことによる青色事業専従者給与が2,000,000円ある。

次男（19歳） 所得なし。

長女（15歳） 所得なし。

解 答

（単位：円）

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算		
障 害 者 控 除	750,000	
扶 養 控 除	1,210,000	母 345,000 ≤ 620,000 ∴ 適用あり 長男 専従者のため適用なし 長女 控除対象扶養親族に該当しないため適用なし 母 次男 580,000 + 630,000 = 1,210,000
合 計	1,960,000	

解 説

長男は甲の青色事業専従者で給与の支払を受けているため、扶養親族には該当しない。



特定親族特別控除/法84の2

理論 4-2〔8〕

1 適用要件

5

居住者が**特定親族**を有する場合

2 特定親族の意義

10

- (1) 親族（配偶者を除く。）
(2) 里親に委託された児童（里子）
- で居住者と**生計を一にするもの**のうち
合計所得金額が123万円以下である者

- (注1) 年令19才以上23才未満の者であること。
(注2) 青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。
(注3) 控除対象扶養親族に該当しないものであること。

15

3 控除額（特定親族 1 人につき）

〈速算表〉

20

25

特定親族の合計所得金額		控 除 額
620,000円超	850,000円以下	630,000円
850,000円超	900,000円以下	610,000円
900,000円超	950,000円以下	510,000円
950,000円超	1,000,000円以下	410,000円
1,000,000円超	1,050,000円以下	310,000円
1,050,000円超	1,100,000円以下	210,000円
1,100,000円超	1,150,000円以下	110,000円
1,150,000円超	1,200,000円以下	60,000円
1,200,000円超	1,230,000円以下	30,000円

(注) この速算表は問題では与えられるため暗記する必要はないと考えられる。

30

趣 旨 概 要

35

令和7年度税制改正において、大学生世代の就業調整が現状の税制に一因があると考えられたことから、現状の特定扶養親族に該当する年令19才以上23才未満の親族等に対して、控除額が段階的に逡減する新しい所得控除が創設された。

具体例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の所得控除額を計算しなさい。

甲は物品販売業を営む青色申告者であり、長男が甲の営む事業に専ら従事している。

本年末日において甲と生計を一にし、かつ、同居を常況とする親族の状況は次のとおりである。

なお、基礎控除は考慮しないものとする。

母（86才） 不動産所得の金額345,000円がある。

長男（29才） 甲の営む物品販売業に専ら従事したことによる青色事業専従者給与が2,000,000円ある。

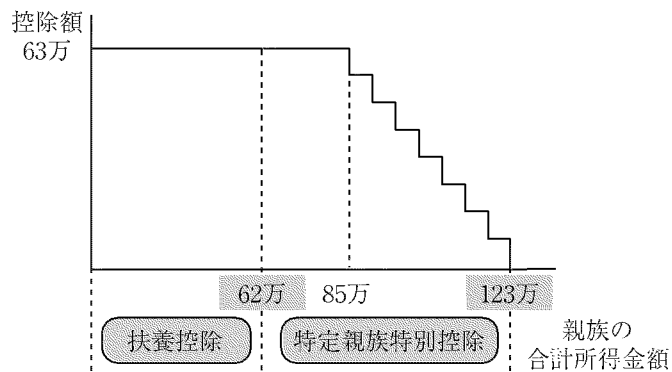
次男（19才） 給与所得の金額870,000円がある。

長女（15才） 所得なし。

解 答

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算		
扶 養 控 除	580,000	母 345,000 ≤ 620,000 ∴ 適用あり 長男 専従者のため適用なし 次男 870,000 > 620,000 ∴ 適用なし 長女 控除対象扶養親族に該当しないため適用なし
特定親族特別控除	610,000	
合 計	1,190,000	





基礎控除/法86、措法41の16の2

理論 4-2〔9〕

1 適用要件

5 居住者の合計所得金額が25,000,000円以下の場合

2 控除額

＜速算表＞

	居住者の合計所得金額	控 除 額
10	4,890,000円以下	1,040,000円
	4,890,000円超 6,550,000円以下	670,000円
	6,550,000円超 23,500,000円以下	620,000円
	23,500,000円超 24,000,000円以下	480,000円
	24,000,000円超 24,500,000円以下	320,000円
15	24,500,000円超 25,000,000円以下	160,000円

(注) この速算表は問題では与えられるため暗記する必要はないと考えられる。

3 表示方法

(1) 居住者の合計所得金額が2,500万円以下の場合

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 基 礎 控 除	×××	居住者の合計所得金額 $\leq$ 25,000,000 ∴適用あり

25 控除額×××については②のとおりとなる。

(2) 居住者の合計所得金額が2,500万円超の場合

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 基 礎 控 除	0	居住者の合計所得金額 $>$ 25,000,000 ∴適用なし

参 考 改正前及び改正後の控除額

令和 8 年度税制改正において、物価上昇に伴う税負担の緩和を目的として令和 8 年分以後の所得税の基礎控除について、合計所得金額に応じて一定の引き上げが行われた。

居住者の合計所得金額	改正前	令和 7 年分	令和 8 年分 及び 9 年分
132万円以下	48万円	95万円	104万円
132万円超 336万円以下		88万円	
336万円超 489万円以下		68万円	
489万円超 655万円以下		63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下		58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円超	なし	なし	なし

具体例

居住者甲の本年分の課税標準及び基礎控除額を答えなさい。

居住者甲の本年分の所得金額は給与所得の金額1,230,000円、不動産所得の金額8,765,000円及び一時所得の金額1,000,000円が生じている。

解 答

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅱ 課税標準の計算 総 所 得 金 額	10,495,000	$1,230,000 + 8,765,000 + 1,000,000 \times \frac{1}{2} = 10,495,000$

摘 要	金 額	計 算 過 程
Ⅲ 所得控除額の計算 基 礎 控 除	620,000	$10,495,000 \leq 25,000,000 \therefore \text{適用あり}$



扶養親族等の判定時期／法85

【要】理論 4-2〔10〕(1)、(2)

① 居住者(本人)が障害者等に該当するかどうかの判定(法85①)

5

区 分	判 定 時 期
原 則	その年12月31日
居住者が年の途中で死亡し又は出国する場合	その居住者の死亡又は出国の時

10

② 扶養親族等が障害者等に該当するかどうかの判定(法85②)

15

区 分	判 定 時 期
原 則	その年12月31日
居住者が年の途中で死亡し又は出国する場合	その居住者の死亡又は出国の時
同一生計配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合	その同一生計配偶者又は扶養親族の死亡の時

20

③ その者が居住者の扶養親族等に該当するかどうかの判定(法85③)

25

区 分	判 定 時 期
原 則	その年12月31日
居住者が年の途中で死亡し又は出国する場合	その居住者の死亡又は出国の時
その判定に係る者がその当時既に死亡している場合	その判定に係る者の死亡の時

30

35

留意点 所得控除のまとめ

		生計一要件	所得要件	専従者	里子	養護受託老人
物的	雑損	あり	(課) ≤ 62万	適用あり	適用なし	適用なし
	医・社・地	あり	なし	適用あり	適用なし	適用なし
	生	(注3) なし	なし	適用あり	適用なし	適用なし
人的	配	あり	(注1) (合) ≤ 62万	適用なし	—	—
	配特	あり	(注1) 62万 < (合) ≤ 133万	適用なし	—	—
	特親	あり	62万 < (合) ≤ 123万	適用なし	適用あり	—
	扶・障	あり	(合) ≤ 62万	適用なし	適用あり	(注2) 適用あり

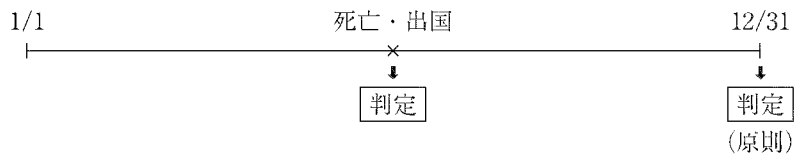
(注1) 居住者の合計所得金額 ≤ 1,000万円

(注2) 同居老親には該当しない。

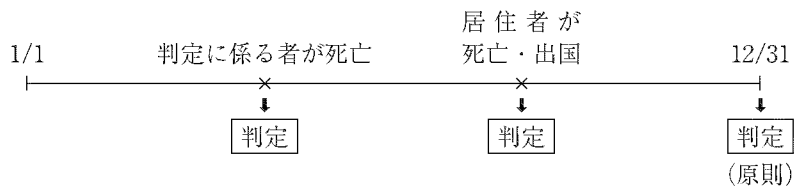
(注3) 子育て支援特例においては、生計を一にする23才未満の扶養親族を有することが要件となる。

留意点 判定時期 (法85)

(1) 居住者(本人)が障害者等に該当するか否かの判定



(2) 扶養親族等の判定



(注) 親族が年の中途において出国をする場合には、その出国の時ではなく、その年12月31日の現況により判定することとなる。

図 解 年の中で死亡した居住者の障害者である扶養親族等とされた者の取扱い（通79－2）

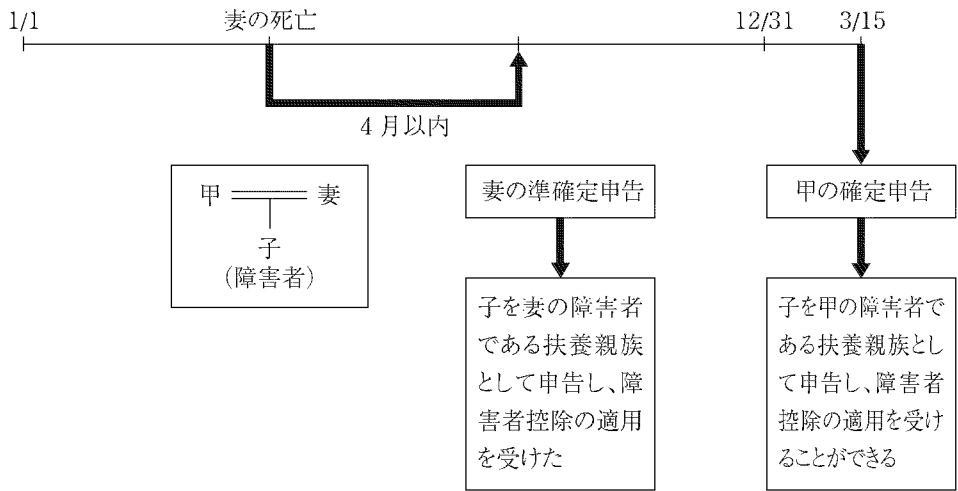
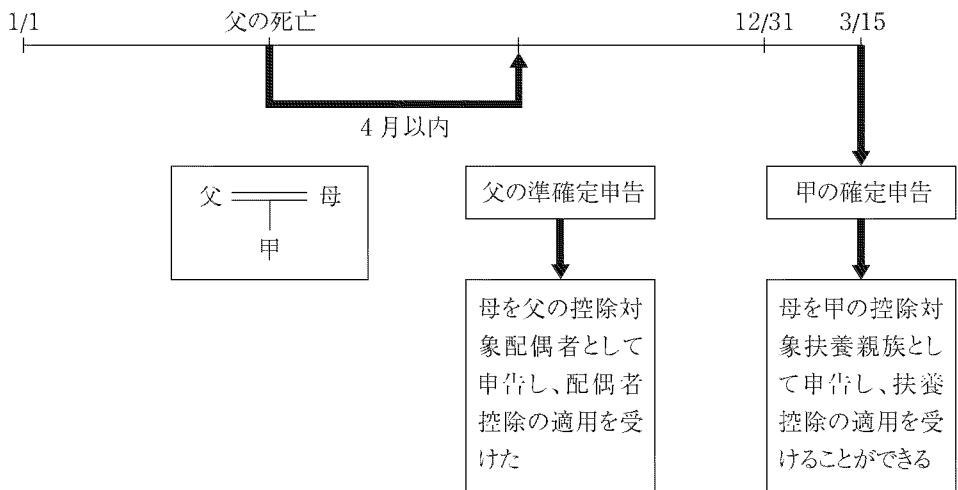


図 解 年の中で死亡した居住者の控除対象扶養親族等とされた者の取扱い（通83～84－1）



2027年受験対策

所得税法 計算テキスト（年内完結・完全合格） 1

■発行年月日——2026年8月18日 初版発行

■著 者——資格の大原 税理士講座

■発 行 所——大原出版株式会社

〒101-0065 東京都千代田区西神田1-2-10

TEL 03-3292-6654

■印刷・製本——セザックス株式会社

本書の全部または一部を無断で転載、複写（コピー）、改変、改ざん、配信、送信、ホームページ上に掲載することは、著作権法で定められた例外を除き禁止されており、権利侵害となります。上記のような使用をされる場合には、その都度事前に許諾を得てください。また、電子書籍においては、有償・無償にかかわらず本書を第三者に譲渡することはできません。